

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 6 年 6 月 会 議

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 6 年 6 月 1 8 日 (火曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～ 日程第 2 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 2 名)

1 番	石 川 邦 子 君	2 番	小 林 真 奈 美 君
3 番	千 葉 薫 君	4 番	五 十 嵐 篤 雄 君
5 番	今 野 幸 子 君	6 番	室 田 崇 行 君
7 番	大 屋 治 君	8 番	大 久 保 富 士 子 君
9 番	越 前 谷 邦 夫 君	1 0 番	石 川 諭 君
1 1 番	板 垣 正 人 君	1 2 番	大 西 智 君

欠席議員 (0 名)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 道 英 明 君	副 町 長	八 反 田 稔 君
総務部長	高 橋 秀 明 君	経済部長	若 木 渉 君
洞爺総合 支 所 長	佐 野 大 次 君	経 済 部 長 次 長	篠 原 哲 也 君
洞爺総合 支 所 副支所長	片 岸 昭 弘 君	総務課長	末 永 弘 幸 君
企画財政 課 長	藤 岡 孝 弘 君	政策推進 課 長	野 呂 圭 一 君

住民税務課長	宮	下	信	一	君	健康福祉課長	高	橋	憲	史	君	
子育て支援課長	原		美	夏	君	介護高齢課長	兼	村	憲	三	君	
観光振興課長	田	仁	孝	志	君	産業振興課長	仙	波	貴	樹	君	
生活環境課長	高	橋	謙	介	君	上下水道課長	宮	古	義	信	君	
地域振興課長	後	藤	和	郎	君	教育長	渋	川	賢	一	君	
教育指導 参与	山	本	恵	一	郎	君	教育推進課長	細	江	幸	恵	君
社会教育課長	角	田	隆	志	君	代表監査員	山	口	芳	行	君	

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐々木	勉	書記	阿	部	は	る	か
庶務係	木	村	暁	美				

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、2番、小林議員、3番、千葉議員を指名いたします。

◎一般質問について

○議長（大西 智君） 日程第2、一般質問を行います。

本日は、1番、石川邦子議員から5番、今野議員までの5名を予定しております。

初めに、1番、石川邦子議員の質問を許します。

1番、石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 皆さん、おはようございます。1番、石川邦子でございます。

通告に従いまして2件の一般質問を行ってまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1件目でございます。学校給食センターの運営についての質問でございます。

物価高騰の影響による学校給食の実態と対応について伺います。

原油価格や物価の高騰が長期化している中、学校給食の食材も物価高騰の影響をかなり受けているのではないかと心配をしております。物価が高騰しても、栄養バランスを考え、給食の質を落とすことなく、その量も保ちながら、また、地場産物を活用した安心安全な学校給食の提供を図り、保護者の皆さんに負担がかからないように考えていかなければなりません。

国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の推奨事業のメニューとして、物価高騰による学校給食の保護者負担軽減支援等が位置づけられております。学校給食の安定的な運営のため、物価上昇を踏まえた対応について適切に取り組むこととしています。

現在、物価高騰に対してどのように対応をされているのか、実態について伺います。

また、給食費で賄えない部分については、公費で負担せざるを得ない状況だと思いますが、通常の公費負担分プラス物価高騰に対する公費の負担はどの程度なのか、財源についても伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） 物価高騰の影響による学校給食の実態と対応についてのご質問ですが、給食費につきましては、令和4年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響によ

る食材等の急激な物価高騰への対応として、保護者が負担する給食費の一部助成を行っております。

具体的には、令和4年度は小学生1日1人当たり17円、中学生1日1人当たり20円の助成額を国のコロナ地方創生臨時交付金を活用し、年間112万6,000円を助成しております。令和5年度は、小学生1日1人当たり20円、中学生1日1人当たり25円の助成額をみんなの基金を活用し、年間220万円、今年度は、小中学生一律で1日1人当たり40円の助成額をみんなの基金を活用し、年間370万円を予算計上しているところであり、ただいま申し上げましたことから、この3年間の単年度ごとの比較におきまして、約100万円から150万円助成額を造成しながら、物価高騰が家庭経済に与える影響を十分に考慮するとともに、子供たちの成長や食の楽しみを味わうことのできる質と量の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） みんなの基金から導入されているということでよく分かりました。どのような形であれ、公費の方で負担するということが大事だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。後ほど、給食費の公会計化の質問の中で、公費の部分についてはまた少し触れさせていただきたいと思います。

次の質問でございます。安心して充実した学校給食のための栄養面と食育の取組について伺います。

成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食材を提供することや、郷土食や行事食を提供することは、地域の文化や季節を感じることができるなど、高い食育の効果があると考えます。

洞爺湖町の学校給食、栄養面と食育についてどのように取り組んでいるのか、伺います。

○議長（大西 智君） 山本教育指導参与。

○教育指導参与（山本恵一郎君） 安心して充実した学校給食のための栄養面と食育についてのご質問ですが、栄養面と食育の取組について分けて答弁させていただきます。

まず、栄養面につきましては、文部科学省が定める学校給食摂取基準に基づき、栄養教諭が給食メニューを工夫し、必要な栄養バランスを考慮しながら給食の献立を作成しております。

小学校の家庭科の授業においては、栄養を考慮した食事について学びます。具体的には、体に必要な栄養素の種類や役割、さらには食品の栄養的特徴を理解し、それらを組み合わせることで、栄養バランスの取れた食事を取ることが重要であることを学び、学校給食を通じて学んだ知識を生かし、安心して充実した食事を楽しむことにつながっております。

続きまして、町内の学校における食育についてでございますが、学校における食育の推進に向けては、児童生徒の発達の段階を考慮し、学校教育全体を通して取り組むことが必要であると学習指導要領に位置づけられております。

また、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることにより、生涯

にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならないと考えております。

本町におきましては、栄養教諭が中心となり、給食の献立については、地産地消の観点から、地元の食材を多く取り入れ、日本の伝統的な行事や学校行事、季節に合わせた献立を工夫したり、さらには、日本各地の郷土料理や世界各国のメニューなども取り入れたりすることで、様々な食文化に触れる機会になっております。

また、安全面においては、食物アレルギーについても、学級担任をはじめ、全教職員で正しく理解し、リスク管理や緊急対応について情報共有を図り、全ての児童生徒が給食時に安全かつ楽しんで過ごせるよう努めております。

以上であります。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） いろいろ工夫を凝らして取り組んでいる状況がよく分かりました。

町内には2か所の給食センターがございますが、それぞれのセンターで、栄養教諭が工夫を凝らしてメニューを考えているのだと思います。

洞爺の給食についてなのですが、移住されてきたお母さんたちが、とても洞爺の給食は素晴らしいということで絶賛されているということをお聞きしております。そういったことがやっぱり移住定住にもつながっていくのかなということは思いますし、子供たちも増えていく、そういうことにもつながっていくと思います。

ただ、洞爺の行事食、聞いたところによりますと、お花見弁当だとか紅葉弁当だとか、あと、ナイフとフォークを使ったそういうのも食育の関係なのか、ちょっと出しているとか、いろいろ工夫をしているということも聞いておりました。

それで、虻田の給食センターも、栄養教諭がいろいろと工夫を凝らして、洞爺のほうではやっていないものもやっているのかと思います。

私が洞爺のお母さんたちに聞いたところでは、その素晴らしい給食を虻田の子供たちにも食べさせてあげたいなと、そういうふうに思いましたけれども、食育に関するメニューなどは、やはりこの町内の子供たちに同じ食育の指導ができるように、共通した行事食とか、そういうのも出すのも必要なのかなと思いました。そういう点なのですけれども、どうなのでしょうね。そういう点でちょっと教育長はどういうふうに考えているのかなと。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） ただいま質問がございました、その食育に関するご質問かなというふうに思うのですが、確かに洞爺とそれから虻田の給食センターでメニューが異なるといったような部分はございます。ただ、二つのこの違いというか、給食の時間において指導内容が異なるのではないかとといった点かなというふうに思うのですが、私としては、地域性を生かした地場製品の活用や栄養教諭による指導上の工夫というふうに捉えているところでございます。

この点につきましては、国が定めております食育推進に当たっての目標というのがございますけれども、その中で学校給食における地場産物等を使用する割合を増やすということ、それからもう一つ、地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やすという目標にも合致しているのではないかなというふうに捉えております。

ただ、一方で、今後におきましては、議員からのご指摘も踏まえまして、洞爺湖町としての共通した指導と、それから、地域の特性や各学校における創意工夫を生かした指導と、このバランスに留意しながらより一層充実した食の指導となるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問でございます。給食費の公会計化についての質問でございます。

学校給食費の公会計化、学校給食費の収入と賄材料食材費の支出を独自の会計、私会計で通帳管理をしております。そうではなくて、町の予算に計上して管理する公会計の考え方について伺います。

国が教員の業務負担の軽減に向けて学校給食費の公会計化を促進するとともに、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方自治体が業務として行うことを促進しています。当町の実態についてお伺いします。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） ただいまの給食費の公会計化についてのご質問でございますが、学校給食を運営するに当たっては、学校給食法において、調理施設の維持管理費や人件費については、設置者である自治体の負担であり、食材費は、児童生徒の保護者の負担となっております。

学校給食費は、全体として見れば公費と私費とが混在しており、そのうちの食材費のみが私費負担となっております。令和元年度に、学校給食費徴収・管理に関するガイドラインが文部科学省で作成され、国も公会計化を推進しているところでございます。

公会計化のメリットといたしましては、学校における現金収受がなくなる、未納者対応などが事務局で行うことから教職員の負担が軽減される、会計処理の透明性の向上などが挙げられておりますが、当町におきましては、給食費の徴収に関する事務は全て給食センターで事務処理及び管理を行っている状況です。

給食費の支払いについては、口座振替や口座振込による支払いとなっていることから、当町での給食費の徴収率は、各センター職員の努力により、100%で推移している状況です。

しかしながら、全道の公会計化の移行状況は、北海道教育委員会が調査した令和5年度の北海道の学校給食によると、北海道179市町村のうち、公会計化している市町村は、129市町村、約76%が公会計化している状況であることから、当町におきましても、前向きに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 給食費を町の歳入歳出予算に組み入れて、町で管理する公会計として議会の議決を得ること、また、監査の対象にすることで、透明性の向上や監査機能の充実が図られます。物価高騰の対応として、みんなの基金から投入されていても、経理上の報告がないので、不透明な状況です。

課長の答弁の中では、全道179市町村のうち、129の自治体、約76%、これはかなり大きな数字だと思います。76%ということは、ほとんどというか、ちょっと見たときに、地図にして表してもほとんどがやっているというふうに見えるようなぐらいの高い数字だと思います。

胆振管内では、公会計をしていないところは、苫小牧と洞爺湖町だけです。令和4年度から令和5年度までで公会計化した市町村、8自体が増えておりました。多分令和5年度から6年度にかけても公会計化、自治体が増えることは予想されます。これだけ多くの自治体が公会計化しているわけです。できない理由はないと思います。

令和5年度の給食費、通帳管理の決算状況をお伺いしました。虻田の給食センターで約2,190万円、洞爺の給食センターで約700万円出し入れを行っているということでございます。通帳で管理する私会計、職員にとっても大変大きな負担だと思います。ぜひ令和7年度から公会計にすべきと思いますし、その思いを伝えるために6月会議でこの公会計の提案をさせていただきます。教育長、いかがですか。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） ただいま学校給食費の公会計化についてのご質問がございました。

まず、先ほどの答弁と一部重なる部分もございますけれども、学校給食費の公会計化につきましては、国においては学校給食費の徴収・管理業務を基本的には学校以外が担う業務というふうに位置づけておりまして、昨年度から公会計化を予定していない市町村名を公表するなど、自治体の対応を促しているというふうに承知しているところでございます。

また、公会計化にすることによって会計処理の透明性を高められる、徴収における公平性が確保される、この点につきましては、給食費の未納があった場合にも一般財源の中から出てきますので、公平性が保たれるといったような部分、また、督促等に当たっては、先生方の業務ではなく、町として行われるといったような部分がここに該当するかと思います。そういったことで、ひいては学校給食の安定的な実施につながるといった点についても承知はしているところでございます。

このたび、議員から給食費の公会計化に向けてのご指摘をいただきましたけれども、導入に当たりましては、情報管理の業務システムの導入に要する経費、また、人員の確保、それから、徴収部門との連携等々、要するに町長部局とも連携をしてまいらなければならないというところ、また、条例、規則の整備、保護者への説明、食材調達方法の整理、そういったようなことがございますので、また、国が示すガイドラインや先行事例を参照しますと、およそ同等規模の市町村においては1年から2年程度の検討期間を経て導入に至っている例が

示されております。こういったことなどを総合的に踏まえまして、令和8年4月からの導入を目指し検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 令和8年4月というお話を答弁いただきましたけれども、ちょっとがくつという感じで、教育長の答弁の中でありました、ガイドラインの話もございましたけれども、私もこの学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを確認させていただきました。令和元年7月に、ガイドラインを適宜活用して公会計化を推進するように通知が出されております。それからもう5年も経過しております。

先ほどの課長の答弁でもありました。当町においては、もう既に給食費の徴収業務は学校から給食センターの方に移行されて、教職員の業務負担の軽減は図られています。国のガイドラインのイメージでは、徴収方法の検討や徴収に向けた準備、未納者対応の検討、保護者への周知など、一定の期間が必要だということで、1年から2年かかることを想定してのスケジュールだと思います。しかし、その部分は、もう既に終わっています。システムについては、近隣の市町村はもう何年も前から公会計化されていますので、どういうシステムがふさわしいのか、情報を収集して検討していただきたいと思います。

どんな事情があって令和8年4月まで延ばすのか、ちょっと私は分かりませんが、全道の状況、管内の状況から見るとかなり遅れています。どうしても時間を要しなければいけないというのであれば、しっかりと取り組んでいただくしかないのですが、私会計という通帳の管理、予算審査や決算審査、監査の対象にもならない部分です。職員の負担も大きいと思います。なるべく早く公会計化しなければいけない、その意味をしっかりと考えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、学校給食の運営についての質問は終わります。ありがとうございました。

次に、大きく2件目についての質問でございます。三豊霊園の環境整備についての質問でございます。

三豊霊園に合葬墓ができました。4月に合葬墓の竣工式が行われました。場所的にも、本当にすばらしいところに建てたと。内浦湾が見えて、町を見渡せる、本当にとってもいいところにできたなと思っております。

郷に眠る。公募でネーミングが募集されたとのことでございますが、とてもすばらしい名前、「郷に眠る」だと思います。ここで生まれ育った方も、この地にゆかりがあって、ゆかりのある人も、この「郷に眠る」、その思いが感じられます。

竣工式の後に、私も先日、またちょっと合葬墓に行ってみました。既にもう眠られていらっしゃる方がおりました。問合せも多いと聞いておりますし、生前から予約をしたいというお話もお聞きします。時代の流れとともに、この合葬墓の形式のニーズも確実にあったということで、多様化する町民サービスにしっかりと対応されていると思います。

質問でございます。私もお盆やお彼岸にはお墓にお参りに行きますが、合葬墓ができて、

大勢の方が見学にも訪れているようでございます。お墓参りに利用する水くみ場なのですが、排水が整備されていないので、お盆の時期などはいつもぐちゃぐちゃの状態になっております。応急的に土のうを積んでいるようでございますが、公共の施設でありますし、別かもしれませんが、霊園管理手数料も頂いております。排水整備をしっかりと整える必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また併せて、三豊で、あの規模でトイレの設置がありません。住民からの要望もあるようでございますが、近くのお寺を利用する、お願いしてお借りするという事は、水もトイレトペーパーもかかるので申し訳ないとのことです。人が多くいらっしゃるお盆の時期だけでもトイレを設置したほうがいいのではないかと提案いたします。いかがでしょうか。

以上2点についてお願いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋生活環境課長。

○生活環境課長（高橋謙介君） まず、水場のほうから答弁させていただきます。

三豊霊園内には3か所水場が設置されておりますが、そのうち2か所の水場の排水が詰まっており、水を流すとあふれて周辺が水浸しになるような状態でありました。それで、5月に応急的な措置として、土のうにより、あふれた水を影響のない場所に誘導する対策を取ったところでございます。今後につきましては、排水の詰まりを解消するか、または水の流れる先に浸透ますを設置するなど、お墓参りの方々が利用しやすい環境を整えていくことを次年度に向けて検討しているところでございます。

また、三豊霊園にトイレを設置とのことでございますが、三豊霊園はお盆と春と秋のお彼岸の時期が一番利用者が多く、お年寄りから小さなお子様など様々な方がお参りに来られます。その中で、トイレがないことで不自由をした方がいたかもしれませんが、これまで、前の担当にも確認したのですが、町のほうにトイレを設置してほしいというような声は上がってございませんでした。三豊霊園内に新たにトイレを設置すると、利便性などを考えると、場所的にはお寺の町道側の駐車場が適地かと思われますが、三豊霊園の駐車場は狭く、これまでには利用者には不便をかけており、トイレを建設することで、さらに不便をかけてしまうことや、多額の建設費のほかに維持管理費や清掃といった経費や業務も増えること、さらには利用頻度といったことも考慮すると、現実的には難しいと考えているところでございます。

町としてできることは、お墓の使用者から毎年霊園管理料を頂いておりますので、その納付書を送る際、霊園内にはトイレがないこと、あらかじめ用を済ませてからお参りに来るような周知や近くの公衆トイレを案内するような対策など、いろいろなお墓参りに来られる方がトイレに困らないような対応について検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 排水整備については了解をいたしました。

トイレですが、確かに稼働率も低いのかもしれませんが、問合せもないのかもしれませんが、お寺のほうでは、借りに来る方が結構いるということは聞いております。お寺にお願いして借りているので、トイレの問合せもないのかもしれませんが、お寺にご迷惑をかけているのではないかと心配をしております。少しは検討していただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして私の一般質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。
○議長（大西 智君） これで、1番、石川邦子議員の質問を終わります。

ここで、休憩といたします。再開を10時45分といたします。

（午前10時33分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午前10時45分）

○議長（大西 智君） 休憩前に戻り、一般質問を続けます。

次に、4番、五十嵐議員の質問を許します。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 4番、五十嵐でございます。

コロナが通常のかぜインフルエンザ、5類扱いとなり多くのことがコロナ前に戻りつつあるという状況になってきています。しかし、この4年間のコロナの蔓延というのは、私たちの社会にとって今まで経験したことのない大きな混乱をもたらしましたし、ほぼ終息しただろうと思われている現在であっても、あらゆる場面で様式の変化への対応が求められる社会へと大きく変わってしまったというふうに実感しているところであります。この4年間で大きく私どもの社会が大きく変わったということについては皆さんも実感されているのかなというふうに思っているところでございます。

そこで、まず1番目の質問といたしまして、社会的、経済的要因等により当町の各種産業に様々な影響が出ていると思われるわけではありますが、まず、その状況について伺いをしたいと思います。

社会的、経済的要因ということで、ちょっと抽象的な言い方ではありますが、簡単に言えば、コロナ感染症の蔓延であるとか、エネルギー価格の上昇であるとか、為替変動、また、政情の不安、諸物価の高騰、政府による政策の変更や法律の改正など、様々な変化や変更が我々の日常生活はもとより、産業経済にも大きな影響を及ぼしているのだろうということでございます。

こんなところから、当町の各産業にどんな影響が出ているのか、このまず状況を的確に把握することが大切なのだろうというふうに思われます。そこで、主要な産業になりますけれども、順次伺ってまいりたいと思います。

まず最初に、2024年問題、いわゆる働き方改革による影響が顕著と思われる運輸、交通、

建設・土木業界の状況についてまずお聞きをいたします。

運輸については物流ということになるでしょう、交通はバスやタクシーということになるかもしれませんが、まずこの状況について最初にお伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまの質問でございます。まず私のほうからは、運輸、物流の関係でお答えしたいと思います。

2024年問題につきましては、2019年4月に働き方改革の一環といたしまして労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定されたところでございますが、ご指摘のとおり、運輸、建設、医療分野に対して例外的に認められておりました時間外労働の上限についての適用が5年間の猶予期間を経て、2024年3月に終了することに伴って生じます様々な問題の総称であるというふうに認識してございます。

中でも特に影響が大きいとされているのが運送、物流業界でございまして、その影響といたしましては、事業所の利益の減少であるとか、ドライバーの給与の減少、それに伴う離職によりドライバー不足に陥るなどの問題が挙げられているところでございます。また、荷主や我々一般消費者への影響といたしましては、物流コストの増大や輸送に時間がかかるなどの様々な課題もございます。

町内の物流事業者には2024年問題への対応状況について確認いたしましたところ、運賃改定やドライバーの給与アップを行うとともに、新たなドライバーを確保することが難しいことから、人員に見合った仕事量をするなどして2024年問題に対応しているというふうに伺ってございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 私のほうからは、交通の関係でご答弁申し上げます。

まず交通事業者の2024年問題ですけれども、タクシーそれからバスの交通事業者に共通する課題ですけれども、ドライバーの高齢化、それから運転手不足、これが町内事業者にも聞き取りしたところ、大変深刻な問題であるとのことでございます。

あとは、産業課長が申しておりましたけれども、ドライバーの時間外労働の規制というものも加わりまして、運転手が不足しているということでございました。

それから、運転手の、バス会社にちょっと聞き取りをしたのですけれども、50代から70代の方がほぼ8割を占めているということでございまして、運転手が30名ほど不足しているとのことでございましたので、報告します。

それから、バス、タクシー業界の町内の事業者の将来展望でございますけれども、町内でも高齢化が進行しておりますので、バスですとかタクシーの需要は高齢者の移動手段として必要だというふうに認識しておりますので、あと、その高齢化の進行によりまして、さらに免許の自主返納ですとか、そういったことも今後見込まれてくると思いますので、タクシーの移動手段を使われる高齢者も増えてくるというふうに思っております。

それからちょっとタクシーの現状をこの場を借りて申し上げたいのですけれども、現在、タクシー事業者が朝の7時から夜の7時まで運行されておりますけれども、これは町としても、引き続き夜間の営業をお願いしている状況でございますけれども、現在の利用状況をお聞きしたところによりますと、ほぼ観光客の方が使われているということでございましたので、町民の方の利用は、冬は多かったとのことでありましたけれども、最近はあまりちょっと利用はされていないということでございましたので、タクシーの営業時間外となる空白時間に、結構不安や不満を持たれている飲食店の方、それから町民の皆さんが多いことから、今後は洞爺湖町のライドシェアというの、タクシー事業者と協議しながら、できるだけ早い時期に検討してまいりたいというふうに今考えているところであります。

以上です。

○議長（大西 智君） 篠原経済部次長。

○経済部次長（篠原哲也君） 建設に関して私のほうからお答えしたいと思います。

町発注の建設・土木等の公共工事について、働き方改革を考慮した工事費の算定や工期の設定となっているかという視点でお答えしたいと思います。

令和5年4月6日付で北海道建設部より、市町村が実施する工事において、週休2日を反映した工期設定や工事費用の確保に関する市町村への通知がなされてございます。また、令和6年2月27日付で、北海道建設部より、週休2日工事実施要領の改定について参考送付されてございます。

町の対応としましては、令和6年度事業予算策定時から週休2日工事実施要領に基づく予算計上を行っており、これまで実施してございます令和6年度工事につきましては、週休2日の工期設定及び工事費の補正を実施してございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） それぞれ各業界ごとの状況を答弁していただきました。

まず、私も何件かの業者さんに直接お話を聞いたところ、もう既に去年から対応されているということと、割と、この確かに顕著な影響があると言われている業界ではありますが、当町では全て私が当たったわけではありませんが、私がお伺いした、聞いたところの業者さんでは大きな問題にはなっていないということを受けましたので、安心はしているところでありますけれども、建設関係については、今ご説明がありましたので安心したところでございますが、やはり町の発注事業についても、その工期、休日を、週休2日を考慮した工期の設定であるとか、人件費の高騰による単価等の絡みでの考慮がされているということを聞いて、一安心をしたところでございます。

それとあと交通の関係で、ライドシェアということの考えですが、今すぐには導入が難しいかもしれませんが、一昨日、胆振振興局で導入会議が開催されたようでございますけれども、これは後でも結構なのですが、当町からも出席されていたのかどうか、その確認をちょっと後でさせていただきたいということで、最終的には、労働力とかの問題のときに総

括で町長にお伺いしますので、ライドシェアの考え方についても、もし触れることができたら後で触れていただきたいと思います。

次の質問に移ってまいります。次は、農業の関連についてでございます。

資材や肥料の高騰によりまして、農業経営への影響を考慮して支援を今まで講じてまいりました。2年ほど前でしたか、去年も一昨年もいろいろな意味で、農協さんも一緒になって農業経営者への支援をしてきたことについては私も理解をしているところでありますけれども、その後の状況や課題について、また、今後何か予定している支援があるのかどうか、このことについて農業関連でお伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 片岸洞爺総合支所副支所長。

○洞爺総合支所副支所長（片岸昭弘君） 農業の現況と課題でございます。

肥料、飼料、燃油など農業用資材全般が高騰しておりまして、農家経済に大きく影響を与えてございます。

まず、化学肥料の状況でございますけれども、令和3年度単価と令和4年度単価を比較しますと、78.5%上昇している状況でございます。また、令和5年度には19.4%の値下げをしたものの、令和6年度で4.7%再度値上がりをしてございます。ですので、令和4年度と令和6年度を比較したところ、63.8%の値上がりの状況であるということでございます。

また、配合飼料の関係でございますが、畜産でございます。JAとうや湖の供給実績の高騰率につきまして、令和3年7月と令和4年7月を比較したところ、肥料1キロ当たり平均78.8円から106.6円と35.3%上昇している状況です。令和5年度においては114.8円と8.3%値上がりしてございます。

そのほか、燃油など農業用資材全般が高騰しておりまして、経費全般が高止まりの状況であるというふうな状況でございます。

町内農業者に対しまして、肥料高騰対策としまして、国が高騰額への支援金や土壌分析経費、堆肥の購入及び散布経費の支援総額としまして6,348万6,000円を実施してございます。

北海道におきましても、肥料購入費の支援として537万8,000円を実施してございます。

JAとうや湖においては、令和4年、5年の2年間で総額5,000万円の事業割戻しというのを実施してございます。

洞爺湖町におきましても、単独の肥料高騰支援に2,131万5,000円、配合飼料の高騰対策に2年間総額で1,165万5,000円、燃油高騰対策に2年間総額で1,162万6,000円となりまして、総額4,459万6,000円の対策を講じておりますが、高騰している原因の解決が見えず、長期化されることが予想されますので、次年度以降も大変厳しい状況にあると認識をしてございます。

今後につきましては、洞爺湖町で単独による支援対策には限界がありますので、今後も町として農協と情報共有しながら、国、道に対して強く支援要請してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 農業経営の関係についてる状況説明をしていただきました。

確かにまだ価格上昇のというか落ち着きの部分というのは見えないということの答弁でございましたし、かといって町が独自の支援をするというのにも限界があるかということも私も認識しているところでございます。

うまいこと、いろいろなコストが上がった部分を農産物の価格に転嫁できるようであれば、少しは経営にいい影響を与えるのでしょうか、これは市場との絡みもございまして、簡単にできることではないと思いますが、それが可能になるような、環境づくりと言ったらいいいのでしょうか、農協さんとの協議の中で頑張って進めていっていただきたいというふうに思います。

また、片岸課長のほうからの課題の中にはなかったのですが、恐らく農業分野においても労働力不足というのは顕著に現れているのだらうなということが想像できるわけでありましてけれども、特に外国人労働者の受入れということに関して、何人かの方が就労されているかというふうには聞いておりますけれども、旧洞青寮の活用の中で、外国人労働者の宿泊所として利用させてほしいという農協からの申入れがあったというふうに聞いておりますし、そういう方向性で進んでいるように聞いておりますが、その進捗状況について、どんな進み具合なのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 片岸洞爺総合支所副支所長。

○洞爺総合支所副支所長（片岸昭弘君） 洞青寮の外国人労働者の利用の状況でございまして。

昨年なのですが、農協職員と外国人労働者の方が結婚されて、本年度、生活環境の改善のために農協に貸出しして、宿舎として利用する旧洞青寮のほうに夫婦で居住する予定でございまして。今現在、ボイラーの整備、それから厨房施設の整備を行っておりまして、7月の上旬から、18名の方が入居が始まるというふうに聞いてございます。

以上でございまして。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 農業経営にとってもプラスになり、そして旧洞青寮の活用にとっても一つの使用方法が見つかったという意味でよかったなと思っておりますし、まだまだ収容する容量があると思いますので、まだまだ不足分の労働力不足の部分解消のためにも、その施設が有効に使われればいいのかなというふうに思っております。

次の質問に移らせていただきます。

次は水産業関係でございまして、中国政府による水産物の輸入禁止が長期化をしております。また、噴火湾の貝毒による出荷の停止があったり、また、各種燃料、資材の高騰等で、水産業にとっても厳しい状況が続いているという理解をしているところであります。

水産業についてもそれなりの支援はあったかには思っておりますけれども、改めて水産業の現況と課題について、また、それに対策等があれば、まずお伺いをいたしたいと思います。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございます。

水産業の現状と課題でございますが、現状につきましては、議員お見込みのとおり、ALPS処理水の海洋放出に伴います中国の日本産水産物の輸入停止をはじめ、燃油、資材の高騰や養殖ホタテの生産量を上回る水産雑物の発生など、漁業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況でございます。

次に、課題でございます。先ほど農業部門での議員からのご指摘もございましたが、どの業種にも共通したものとなってございます人手不足が挙げられているところでございます。特に耳吊り作業につきましては、養殖作業の中でも多くの人手とそれに伴う人件費を要する作業となってございまして、漁業経営にとっても大きな課題の一つであるというふうに認識してございます。

このことから、町といたしましては、令和6年度予算におきまして、養殖作業機械設備導入に関わる補助金を実施することとしてございます。当該補助事業につきましては、耳吊り作業の一部である、かご出しから貝の貝出し作業及び貝の選別作業までの一連の作業を機械化する貝選別機を導入するものでございまして、導入効果といたしましては、作業効率が向上し、人件費の削減につながるほか、作業効率の向上によりまして、良質な稚貝を確保することで、へい死の抑制や良貝生産による所得向上が見込めるものとなってございます。

また、導入に係る削減効果といたしましては、機械1台当たり約100万円の人件費削減が見込まれますことから、事業者にとって、導入に係る経費の負担減とともに人件費の抑制につながることを期待されるものというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 状況を説明いただきました。労働力不足は水産業にもあるということでございまして、行政としての支援の策として、労働力不足を補う、労働の効率を上げる意味での機械設備の支援、補助をやっているということでございます。

大変いいことだと思いますし、引き続き行っていつていただきたいと思いますと思いますが、通告はしておりませんけれども、漁協さんが独自に対策をもし講じられていることがあって、もししておるのであれば教えていただきたいということと、いわゆる輸出が止まっている中で、一時的なのかもしれませんけれども、加工業務への移行みたいなことや、新しい販路の開拓等の対応がなされているかどうか、もし仙波課長の中で分かっている部分があれば教えていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） 漁協さんの取組でございますが、まず現在、ALPS処理水、東電の補償の関係になりますが、東電の補償の申請を現在、漁業を中心に漁業者の支援という形で申請業務をやっているほか、申請しても、すぐに補償分が漁業者の手元にお金が入るわけではございませんので、その間のつなぎ融資に係る支援等も実施しているところでございます。

また加工や販路拡大という部分でございますが、ちょっと加工については私もちょっと把握はしておりませんが、販路拡大という部分では、直接的な関わりではないのかもしれませんが、町のほうで昨年度、昨年の暮れから今年にかけてクラウドファンディングを実施いたしまして、それによって600万円ほど集まったというところで、その600万円のうち約半分、返礼品に使った以外の残りについてを漁協さんと漁業者さんのほうで今使い道を検討しているところでございます、その中の一つとしてこの販路拡大という部分での取組もしていただきたいというような話も、こちらのほうから漁協さんにはお話をしてございますので、そういった部分で漁協さんの取組についてはいろいろ独自に取り組んでいただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） やはりこの噴火湾のホタテについてはどうしても中国への輸出に頼らざるを得ない状況があるのだらうというふうに理解をしていますし、仮に東電さんの補償ができたとしても、それがずっと何年も補償のままいくわけにもいかないわけですから、この中国との関係につきましては、我々というよりも国がどう対応するかということに関わるわけでございますが、その間、力としては小さいかもしれませんが、行政、漁協、当事者が一緒になって、スクラムを組んで何とか耐え忍んで頑張っていただくということになろうかと思いますが、行政としてのできる限りの支援をお願いするところでございます。

次の質問に移ります。次は観光業についてでございます。

イベントもコロナ前と同様に開催され、インバウンドも回復基調にあると聞いております。観光客の直近の入り込み数、それからまた、今後予想される見込み、また、観光業に関わる現時点の課題についてお伺いいたします。

今週末にはマンガ・アニメフェスタも予定されているようでございますし、この6月、7月、8月にかけて、北海道観光の最盛期を迎えようとしている時期でありますので、そういう意味でも、今解決できる問題があるのであれば早く解決したほうがいいという意味も含めてお伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 観光の、直近のまず入り込み状況でございます。

令和5年度の宿泊者数は、洞爺湖町で63万8,000人ということで、令和元年度との比較でも98.6%ほどでございました。直近で言いますと4月、5月ですけれども、5月の宿泊者数はまだ正式な数字は出ておりませんが、前年度から見ると若干の落ち込みになっているようです。

この要因といたしましては、昨年の5月に5類へ引き下げられまして、国内の旅行者が急激に動き始めたということで、予約も急増した。そんな中で、ちょっと受入れ体制が手薄になるというような、いわゆるオーバーツーリズム的な現象もあったことから、施設によっては単価を上げるなど、意図的に受入れを制限して、お客様の満足度をアップさせているとい

うような施設もあると聞いてございます。

そのような中で、傾向としましては、やはり外国人観光客の回復が著しいということで、今後の予測ですけれども、やはり円安の影響もありまして、さらに外国人観光客の増加が見込まれているところでございます。

また、課題でございますけれども、人手不足、バス、タクシーといった交通機関の問題がやはり地域の大きな課題ではございますけれども、一方では、観光資源の魅力創出と、稼ぐ観光、稼ぐ力を高めるということが観光業の課題であると認識しておりまして、観光協会等と連携を図りながら、高付加価値の推進やサステナブルツーリズムの推進を中心とした戦略的なプロモーションを展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） タクシーの問題、それから人手の問題は、観光業にとっても深刻とまでいっているのか分かりませんが、やはりそれも大きな課題になっているという答弁でございました。

あと、宿泊客については多少の上限があるようでございますが、準じて順調な推移になるだろうと予測が立つということでございます。特別な事情がない限り、順調に観光客が推移すればいいなというふうに思っておりますし、別の議員の一般質問でございますけれども、宿泊税云々とかという課題も今後起きてくるかと思いますが、そのことについては触れませんが、新しい観光の在り方、それから洞爺湖温泉街のいろいろな課題をそれぞれ見つけ出して解決して、お客様に喜んでいただける温泉街として、ますます発展していただきたいと思っておりますし、観光に関しては、田仁課長、観光振興課を中心に、サポートしていただいて、観光協会と一緒に洞爺湖観光を盛り上げていっていただきたいというふうに思っております。

ただ一つ、これは通告はしていませんが、関連なので、タクシーや人手不足の影響というのがありますが、従業員の方の宿泊の場所が云々ということがちょっとある方から課題として寄せられておりましたけれども、行政として公営住宅を何戸かその労働者のために提供できることを取っているということでございますけれども、従業員の方の宿泊施設の状況というものは十分なのかどうか、もし分かればお聞かせいただければと思います。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 外国人労働者の住居に関してでございますけれども、こちらにつきましては、私が各施設を伺ったところでは、社員寮など自宅の社宅で生活していただいているというふうにはお聞きしてございます。

また、空き公営住宅の部分で現在ちょっと制度の緩和をさせているということで、その辺も観光協会には現在なるようにしておりますけれども、まだこれといった申込み等は来っていないのが現状でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○４番（五十嵐篤雄君） 分かりました。

それでは、５番目の次の質問に移ってまいります。

今まで、主な産業だけでございますが、やはり労働力の不足というのは、どの産業でも、全産業にわたって人手不足が大きな課題となっているということは答弁していただいたとおりだというふうに思っております。

とても難しいことかもしれませんが、この労働力不足の解消に向けて、行政が主導して解決するという考えがあるのか、お持ちなのかどうかということ、思ってもなかなかできないかもしれませんが、そのことの考え。それから、外国人労働者に頼らざるを得ない状況になろうかと思うのですが、そのための現行の就労の状況、それから、先ほどもちょっと伺いましたけれども、居住への対応、それから、医療の提供など福利厚生についてはどのように対応されているのかについて伺いをいたします。

労働力不足というのは、仕事があるのに仕事をする人がいないという、これは当たり前の話ですが、とされています。つまり、逆に言うと、仕事があって仕事をする人がいないというのは、ビジネスチャンスロスということでもありますので、これはやはり経済を発展させるためにも、人手不足というのを解消させることは本当に大事なことで、大切なことだというふうに思います。人手不足というのは数の問題なのでしょうから、パートだとか、人を増やせば何とか解決するかもしれません。

また一方で、人材不足というのは、これは質の問題になりますので、教育だとか研修等が必要になってくる。

両方やらなければいけないということでございますけれども、ある報道によりますと、中小企業の65%、これは2022年の段階でございますが、中小企業の65%が人手不足だと言っているそうございまして、その主な原因は、少子高齢化の加速、それからDXの遅れ、デジタルトランスフォーメーションでしたか。それから、需要と供給のバランスのずれが原因だというふうに言われています。

と同時に、人手不足の解消としては、賃金や福利厚生の見直し、市場価格以上の賃金、健康保険、退職金制度、こういったものを充実させる。それから、アウトソーシングの活用、専門的業務を外部のプロに委託する。３番目として、外国人の雇用の促進。このためにはビザ手続のサポート、言語や文化の違いを考慮した研修プログラム。それから４番目として、ITツールの導入。在庫管理、生産、スケジュール等の自動化するソフトの導入であったり、リモートワークの実践等が一つの手不足の解決策だと言われているところでございます。

そこで、ちょっと長くなりましたけれども、今言いました人手不足、課題としての解決策、それと、外国人労働者に対しての状況や対応、このことについて伺いをいたします。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員、全産業にわたる町の施策として捉えていいですか。

○４番（五十嵐篤雄君） 労働力、全産業ということでもいいのですが、全産業で労働力不足していますので、労働力を確保するという観点で答弁していただければ結構です。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまの質問でございます。

洞爺湖町では様々な業種におきまして人手不足が深刻化してございまして、このままでは地域経済が縮小し、生活に必要な様々なサービスの低下を招き、結果として人口減少を加速させる要因になりかねないというふうに認識してございます。

また、商工会からも働き手不足に対する支援を要望されているところでございます。

こうしましたことから、町では人手不足対策や様々な働き方の推進に向けた取組を進めるため、働ける時間でスポットワークを希望する働き手と必要な時間に働いてほしい雇い手をスマートフォンアプリでマッチングするサービスを展開する事業者や商工会と連携した取組を検討しているところでございます。

このサービスにつきましては、事業者にとって新たな働き手の確保につながるとともに、働き手にとっても潜在的な労働力を喚起するほか、空き時間を利用して給料が得られるなど、双方にとってメリットがあるサービスとなっております。当該サービスの活用によりまして、人手不足の解消や新しい働き方の推進を図り、地域活性化につなげたいというふうに考えてございます。

外国人労働者の就労状況と待遇ですか、そういった質問で、私のほうからは水産関係についてお答えさせていただきます。

漁業及び水産加工に従事する水産業関連の外国人労働者の就労状況につきましては、合計で110人となっております。

次に、住居の状況についてでございます。以前、いぶり噴火湾漁協に協力をいただき、漁業者に対し公営住宅の入居希望調査を実施いたしましたところ、公営住宅は町内に点在してございまして、作業に係る送迎ですとか、生活などの支援など、離れて暮らすことによって、漁業者にとっても負担が生じることですとか、この場合は家族以外のものになるのですが、複数人で公営住宅に入居することができず、単身での入居となるなど、家賃などの経費がかさむことから、入居希望がないという結果でございました。こうしたことから、現在水産業関連に従事する外国人労働者は、漁業者や水産加工事業者それぞれが用意する建物に居住しているという状況となっております。

また、健康保険につきましては、国民健康保険や社会保険に加入しており、問題なく医療サービスを受けることが可能というふうになってございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 片岸洞爺総合支所副支所長。

○洞爺総合支所副支所長（片岸昭弘君） 私のほうから、外国人労働者の農業の関係についてご答弁させていただきます。

令和5年度でございますが、J Aとうや湖が受入先としまして、町内に28名の特定技能1号として、最長5年間滞在できる方が男性12名、女性16名の方が就労している状況でございます。国籍でございますが、インドネシア、カンボジア、ベトナム、フィリピンなどから来られておりまして、町内農家へのバレイショ、アスパラ、大根、ブロッコリー、長芋、ごぼ

うなどの収穫作業、それから選別作業に、延べ30戸ほどの農業者の方に派遣をしている状況でございます。また、農協選別施設の人手不足に、選別作業などを実施されております。

居住といたしましては、旧教員住宅、旧集会所、公営住宅に居住されておまして、本年、令和6年度の計画でございますが、35名程度の受入れを計画しているという状況です。新たに、農協の準職員として年間雇用を3名の男性の方を追加雇用するというふうに計画していると聞いてございます。先ほどご紹介いたしました、居住につきましては農協が生活環境改善のために利用します旧洞青寮の関係でございますが、そこに18名の方が入居をする予定だということで聞いてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 私のほうから観光事業者の外国人労働者の就労状況についてお話しさせていただきます。

観光事業者におきましても、やはり労働力の確保に向けては、外国人労働者の確保が必要、必須ということになってございまして、昨年9月に調査した時点と比較しまして、約1.7倍、97名の外国人労働者の方が雇用されております。台湾、ベトナム、中国、ミャンマー、韓国、カンボジア、インドネシアの国籍の方でございます。

また、住居につきましては、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、社員寮など自社社宅での生活をしていただき、大方は技能実習生や正社員として雇用されておまして、社会保険及び雇用保険も加入されているとお聞きしております。残りのインターンシップの方も社会保険のみの加入ということで伺ってございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 総数で300人まで行きませんが、200人以上の方が、外国人労働者の方が就労されているということ、それと環境としても、宿舎、宿泊施設、雇用保険等がそれぞれなされているということを知って安心しておりました。

ちょっと時間の関係もありますが、町長に最後に、行政としてどういう対応を考えているのかについて、まとめてきちっとしっかりと答弁をいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからございました、ちょっと広範囲になるので、一つ一つ、まずは2024問題でございますけれども、いわゆる働き方改革ということでございます。私も議員時代はバス会社に勤務しておまして、国家試験の運行管理のほうを取らせていただいて、貸切りのほうを主にさせていただいたところですが、やはりこの公共交通を担う交通事業者に身を置いた経験から、バス、タクシーの乗務員、また運輸業のドライバーの人手不足というのはやはり解決するのは大変難しいのかなと思っております。

理由といたしましては、やはり人材の高齢化、先ほど課長から答弁ありましたけれども、本当に50代、60代、これがすごく多くて、退職を迎えるところが多いと、また、その中で、

コロナ禍による減便、労働時間等による収入減の影響で離職、また、大型免許取得のコスト増など、なかなか一朝一夕では解決するのは難しいのかなと思っております。

しかしながら、これから議案審議をさせていただきますが、町内の公共交通の予約制、デマンドタクシーの試みを含めまして、柔軟な運行、地域交通の補完、利用者の利便性が向上できるような、町といたしましても自治体としてできる限りのことを努力してまいりたいと思います。明日、明後日の審議のときにはぜひよろしく願いいたします。

先ほど、今日の新聞で、ライドシェア会議が胆振総合振興局で行われたということで、本町からも担当職員が参加をさせていただいております。ライドシェアに関しましては、先ほども答弁ありましたように、やはり飲食店の「飲」のほうの経営者の方から、なかなか移動がないということで、ぜひお願いしたいということでございました。そしてまた、先般、洞爺湖町に進出していただいた札幌の会社の社長のほうからも、洞爺湖版のやはりライドシェアを取り組んでいきたいと、そしてまた、その会社が昨年、ニセコモデルということで、かなりの高収益を得て、回転数もよかったと。ほぼが、9割が外国人ということで、今回の国交省の予算がついて、ニセコのほうもするということで、その視点があって、やはり洞爺湖町でもそういったライドシェアというのは、モビリティというの、可能性はあるのではないかとということでございます。

ライドシェアは、例えばアプリの導入ですとか、あと点呼ということで確認する形が、今はスマートフォンでできるものですが、アルコールチェックも全てできますので、そういった点では弊害はないのかなと。意外と思ったよりハードルが低いのかなと思いますが、今ライドシェアについては、るる担当と事業者のほうで連携を取っているところでございます。

農業への対応でございます。

農業経営に不可欠な飼料や肥料、燃油といった生産資材が、やはり過度な輸入依存によって世界情勢、特に為替のほうも158.6円ということで昨年の平均為替が135円ということですから、そういった面では14%から15%の円安ということ、そうするとその資材分が当然高くなってきているということで、大変厳しい経営が今後も国内においては強いられるかなと思っております。

また、先週14日の参議院本会議におきまして、改正食料・農業・農村基本法の関連三法が可決したところでございます。そういった中で、スマート農業技術活用促進法等も出てきております。特にJAの若い青年部のほうもスマート農業に対して取り組んでいるところでございますので、そういったところは洞爺湖町もJAと連携しながら進めていきたいと思えます。

支援対策については、担当課長からの答弁があったところでございます。引き続き、町といたしましても、農協と情報共有しながら国や北海道に対し強く支援要請してまいりたいと思います。

水産業についても、先ほど課長のほうからありましたが、対策といたしまして、令和6年は虻田漁港整備事業、また、ホタテ養殖設備導入事業補助を実施していくところでござい

す。また、いぶり噴火湾漁協とのやはりさらなる連携強化ということで、噴火湾漁協、1市2町、伊達市、洞爺湖町、豊浦町ということで、来週ちょうど25日の日、いぶり噴火湾の定期総会がございます。当番制ということで、私のほうでご挨拶をさせていただきますが、その中では、定期的に会合を持って連携を取っていくと。今まではいぶり噴火湾も虻田と洞爺湖町ということでしたけれども、そういうことだけではなくて、やはり1市2町といぶり噴火湾としての塊の中で定期的に情報共有しながら、陳情も合わせていくということで同意しておりますので、今回、来週のご挨拶ところでは述べていきたいと思います。

観光振興についてでございます。

課長からもありましたが、やはり外国人の観光客、インバウンドのお客様の動向というのは大変注目しているところでございます。また、経済的にいくと、日本銀行さんがこの間、金融政策決定会合におきまして国債買入れ減額の具体的な決定を持ち越したということで、急に円安が助長になったところでございます。そういった点で、今後の見通しといたしましては、やはり2024年から2025年にかけては、外国人観光客の増加はしばらく続くと思っているところでございます。対策といたしまして、洞爺湖有珠山ジオパーク、また、世界遺産縄文遺跡群の入江・高砂貝塚を中心した二大遺産を通じて、また、昨年ありましたAT、アドベンチャートラベル、こちらのほうも先週、洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会のほうでATについて外部と連携しておりますので、やはり高付加価値の形の中で洞爺湖観光をもう少し価値のある、クオリティを高めながら進めていきたいと思っているところでございます。

労働力不足についてでございますが、先月、道内の首長会議、また、全国の首長会議で、必ず集まると各地域における人手不足が大きな話題になっております。やはりコロナの分類が2類から5類に引き下がって、人流がやはり増えてきた中で、どうしても、この対人サービス業を中心に新規求人が増加していると。そういった点では、従前からお話ししておりますが、長期ビジョンの中で職業訓練やスキルアップ講座の提供、また、移住定住支援における求人情報の提供、また、外国人労働者の受入れ促進に向けて、やはり進めていかなければいけないと思っております。

あと、短期ビジョンでございますが、女性や高齢者の労働参加促進への環境整備支援、また、フレックスタイム、また、短時間勤務の導入による柔軟な働き方の推進、また、教育機関との連携によるインターンシップや就業体験プログラムの提供など、やはり商工会からも要望をいただいておりますので、これは町としても商工会と連携しながら、こういった、いわゆる人手不足に対応していきたいと思います。

先ほど産業振興課長からありましたけれども、やはりこの隙間の時間をどのようにして利用しようかということで、様々な会社のほうが行政の方に、本町の方にもアプローチしておりますので、そこら辺のアプリを使いながら、やはり空き時間に仕事をしていただくような仕組みも行政としてしっかりと応援をさせていただきたいと思います。

大変雑駁ではございますが、このような形でしっかりと進めてまいりたいと思いますので、ぜひ議員のご協力いただければと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） るるお話をしていただきましたけれども、やはりいろいろなことあると思いますが、例えばやはり外国人労働者の獲得という観点を、まずこれから中心に考えていかなければいけないのだろうということで、技能実習制度から育成就労制度に今後変わっていくということ、それから、ある程度の実績を積みめば、転職というのですか、そういうことの整理のほか、要するに、外国人労働者の方も、普通のといっちは変ですが、日本の生活している方と同じような扱いの中で、労働力としてやっていただこうという形に変わっていくはずですので、そうなってきますと、各、国レベルでもそうだと思いますが、地方にあっても、外国人労働者の獲得合戦みたいなことになりかねない、危惧されるところでありますので、やはりその辺も、この町は外国人労働者に受け入れやすい優しい町だということをしっかり打ち出していかないと、確保できなくなるおそれがありますので、その辺にぜひ力を注いでいただきたいことをお願いして、ちょっと時間の関係がありますので、次のほうに進んでまいります。

2番目の森林環境譲与税の活用ということでございます。

この譲与税については、2019年から森林保護、木材利用を目的として交付されてきておりますけれども、実は私も、その中身をよく知らなかったのですが、からくりといえますか、実は今年の2024年からは、引き続き譲与税は来るのですが、何と今度は森林環境税として、住民税の中から、今まで5,000円、町民税と道民税、3500円、1500円、そのうちの1,000円は復興税でしたけれども、今度は3,000円、1,000円になって、5,000円のうちの1,000円が環境税として取られる。復興税がなくなったのをうまいこと、森林環境税に変えたなんていうことも言われておりますけれども、それはいずれにしても、あったとしても、やはりきちっと使われなければいけないだろうということで質問させていただきます。

最近話題になっております森林保護や木材利用に関わる事業の財源として交付される森林環境譲与税が令和6年度で307万を見込んでいるということでございますが、その活用はどうするのかということで、先般行われた、多分植樹祭なんかもその一環だと思いますけれども、その辺を教えてくださいたいことと、一方で、今年から始まる町民から徴収する森林環境税額というのは幾らぐらいになるのか、このことについてお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 片岸洞爺総合支所副支所長。

○洞爺総合支所副支所長（片岸昭弘君） 令和6年度の活用の状況でございますけれども、まず森林環境税及び森林環境譲与税は、平成31年の税制改正において、地球温暖化や災害防止を図るため、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたものでございます。

当町の令和6年度の森林環境譲与税の使途についてでございますが、国の補助事業の要件に該当できない小面積の民有林の植栽や被害を受けた森林の再造林のために266万5,000円の経費の支援を中心に実施する計画でございます。

また、議員おっしゃるとおり、木材利用の普及啓発活動として町有林での町民植樹祭の苗木の購入経費や下刈りなどの経費56万1,000円に活用をしている計画でございます。

また、本年なのですが、森林環境譲与税の譲与基準の森林面積配分が50%から55%に変更されます。また、人口割配分が、30%から25%へ引き下げられるという変更がございまして、当町においては増額する見込みでございます。

胆振管内で一番低い交付額ということになってございまして、増額分につきましては、道産木材を利用した教育施設の木材備品の購入などを検討させていただいております。

また、保育所統合により新施設が計画されておりますが、そこに木製の遊具の購入をするための基金を積立てする計画も持っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 私のほうからは、森林環境税についてご説明をさせていただきます。

森林環境税は、先ほどからご説明ありましたとおり、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国内に住所を有する個人に対しまして、今年度、令和6年度から課税をされる国税となっております。

市区町村におきましては、個人住民税3,000円と道町民税1,000円の均等割と合わせまして1人1,000円を賦課徴収いたしまして、その全額について私有林人工林面積、林業就業者数、人口を基に算定をされた森林環境譲与税といたしまして、都道府県、市町村に譲与されます。令和6年5月末の洞爺湖町の森林環境税の課税状況でございますが、1,000円掛ける3,852人で、385万2,000円となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 分かりました。

それで、ちょっと通告にはないのですが、先ほど税の算出譲与税、頂くほうです。の算出の基準に面積割、それから人口割とありましたけれども、ところで、洞爺湖町の森林面積というのは、町の面積のどれぐらいを占めているのか。それと、森林でも私有林とか国有林とかと種類がございすよね。その比率が分かれば参考までに教えていただけますでしょうか。

○議長（大西 智君） 片岸洞爺総合支所副支所長。

○洞爺総合支所副支所長（片岸昭弘君） 洞爺湖町の総面積でございますけれども、1万8,054ヘクタールでございます。そのうち、森林の面積でございますが、8,185ヘクタールでございます。ですので、総面積の45.3%になるということでございます。森林の面積のうち、国有林の面積でございますが、1,010ヘクタールで12.3%、民有林でございますが、6,357ヘクタール、77.7%、それと町有林でございますけれども、18ヘクタールで10%ということになります。民有林と町有林を合わせまして、民有林全体としては7,175ヘクタールでございますが、そのうち人工林でございますが1,058ヘクタール、また、天然林が6,117ヘクタールと

いう状況になってございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） いろいろな意味で教えていただいて勉強になりました。

この広さや森林の種類からいったら、この譲与税で管理はできないなというのは、もう一目瞭然でございまして、今回意見書にも出ていますけれども、森林産業といいますかに対する補助の国への意見書が出てますので、このことも大切なと思います。

すみません、ちょっと押し迫って申し訳ないのですが、2番目のゼロカーボン宣言の町として森林の果たす役割は大きいわけですが、意識を高める意味で木材の活用方法、これは提案ですが、今もうこの金額でやっとうまく使っている状況の中で、なかなか用途は広げることにはできないかもしれませんが、ゼロカーボンシティの町ですし、意識を持ってもらうために、森林の果たす役割を教える意味でも、子供たちにそのアイデアを募ったらどうかという提案でございしますが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 片岸洞爺総合支所副支所長。

○洞爺総合支所副支所長（片岸昭弘君） 森林の整備は、議員おっしゃるとおり、温室効果ガスの吸収対策に大きく貢献しているという認識をしております。これまでも、国の補助事業に該当されず、森林整備ができない森林を対象に、植栽ですとか間伐を実施している状況でございます。

令和4年度から5年度にかけまして、町産材を使用した木の玉プールの寄贈を行っております。保育所及び幼稚園に行っておりまして、過去には、小学校、中学校の机の木製天板への変更など、森林整備の重要性や木材利用の促進、普及啓発活動に森林環境譲与税を活用させていただいております。

教育施設等に活用するために、これまでも保育所、小学校、中学校の先生等のご意見をお聞きしております。広く意見を聞く機会を設けて、貴重な財源でもありますので、有効に活用してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 洞爺湖町は湖、洞爺湖、それから山、有珠山もございまして、海、噴火湾、このことで、この洞爺湖町というのはアピールしている町でございまして。山は有珠山ということでございしますが、森林に置き換えてもいいのかなというふうに思います。

こんなことから、今、課長から使い方の、学校へのアプローチの話もしていただきましたけれども、また子供たちを巻き込むということに関しては、教育長は顔をしかめるかもしれませんが、町の子供たちに森林のありがたさ、よさを分かってもらうためにも、あえてその提案をしてもらうということで、森林の大切さを学ぶということに、学校の先生も忙しいから、あまりいい返事をされないかもしれませんが、もしできるのであれば、取り組んでいただきたいというふうに思います。

このことで町長もきっと答弁を用意されていたと思いますが、時間が押し迫ってまいりましたので、この辺で私の質問を終わらせていただき、後ほど聞かせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで、4番、五十嵐議員の質問を終わります。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時50分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時00分）

○議長（大西 智君） 午前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、11番、板垣議員の質問を許します。

11番、板垣議員。

○11番（板垣正人君） 11番、板垣でございます。

今回も通告順に従って一般質問させていただきます。

私はここで40分ということをやりたいと思っておりますので、よろしく答弁も考えながらやっていただきたいと思います。

まず最初に、今回取り上げたのは、令和6年度の町政執行方針ということで、多岐にわたるのですが、その中で特に一つ、1番の（2）労働力の確保について町の考えを伺いますということ、これは先ほど60分十分聞きましたので、今回は削除したいと思いますので、議長、よろしくお願いします。

（1）カーボンニュートラルに向けての取組として街路灯のLED化とあるが、その計画を伺いますということで、まず今、毎年毎年少しずつ少しずつですが、街路灯のLED化、また庁舎内だとか公共施設もLED化をここ数年やっております。私も十数年前に初めてLED化の話をしたときには、そのとき器材が高くてなかなかできないみたいな答弁だったのだけれども、やっぱり時がたつと、比較的安価になってきて、そういう形の中でいろいろ動かれることは非常にいいこと、ましてまた、先ほどもありましたように、カーボンニュートラルにすごく前向きに進んでいるなとは思っておりますが、その中でちょっとお聞きしたいと思います。

今までの例えばCO₂削減のためのLED化したことによって、する前とした後の数値の問題というか、例えばどのぐらいCO₂を削減しましたとか、あと、例えば電気料がどのぐらい安くなりますと、前と今はこのぐらい差がありますとか、大体分かる範囲でいいのですが、まず一つ目から聞きたいと思いますが、答弁よろしくお願いします。

○議長（大西 智君） 高橋生活環境課長。

○生活環境課長（高橋謙介君） 街路灯のLED化ということで答弁させていただきたいと思っています。

現在、町のほうで進めている街路灯のＬＥＤ導入促進事業につきましては、460基程度あった水銀灯が令和２年度で製造禁止となったため、合併特例債が使用可能な令和７年度までにＬＥＤに変更していく事業内容でございます。

実際のＬＥＤ化の事業は、令和４年度から実施しておりまして、令和５年度までに192基をＬＥＤ化に改修しております。ＬＥＤ化の成果といたしましては、令和３年４月の、町内全体の街路灯の電力使用量、これはキロワットのほうですけれども、それと今年の令和６年４月の使用量を比較すると、おおむね11％程度減っているというようなことが示されておりますので、削減効果があったものと認識しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○１１番（板垣正人君） そのぐらいで、11％ということで、これからまだまだ進んでいくと思いますけれども、それとともに、今後の計画というか、街路灯は確かにこれから進めていくと思いますけれども、あともう一つ聞きたいのは公共施設のＬＥＤ化、例えば私はいつも代表するのだけれども、ここの水銀灯とかはどうなっているのだという話をするのだけれども、そういうことを含めて、これから計画というのをもし持っているのであればお聞きしたいと思いますし、例えば議場であったり、会議室の階段のところだとか、ついているときはつきっ放し、消えているときはずっとついていない、例えば今だったら、人感センサー、何千円ぐらいで、人が通るとぱっとついて、人がいなくなるとぱっと消えるみたいなものもありますから、それはどこかの集会所なんかでもそういうのも使えると思いますので、そういうものをどんどん利用していったほうがいいのではないかと思います。その辺の考え方はいかがですか。

○議長（大西 智君） 高橋生活環境課長。

○生活環境課長（高橋謙介君） 先に街路灯の今後の予定のほうを答弁させていただきたいと思います。

一応令和６年度、今年度では約200基をＬＥＤ化する予定でおります。これによりまして水銀灯の残数は70基程度となる予定でございますので、令和７年度に向けて取り組んでいくこととしております。

また、そのほか、蛍光灯だとかナトリウム灯、そういったもの、自治会で管理している防犯灯も含めて、まだ1,000基ほど町内には残ってございます。町として、これをＬＥＤ化する計画は現在ちょっと持っていないというのが現状でございますが、これらのＬＥＤ化につきましては、多額の費用を要するということや、他の公共施設のＬＥＤ化事業との関連もございまして、限られた予算の中で優先順位やバランスも考慮しながら今後検討していく必要があるというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 公共施設のＬＥＤ化の関係でございますけれども、公共施設のＬ

ＥＤ化につきましては、洞爺湖町の環境基本計画に掲げてございます二酸化炭素排出量の削減の取組に基づきまして、蛍光灯の消耗により取り替えることとなった場合につきましては、順次ＬＥＤ化を進めることとしており、二酸化炭素排出量の削減に努めているという状況になります。

以上です。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○１１番（板垣正人君） 街路灯に関しては分かりました。

どっちかという本町のほうに防犯灯とか、そういうのが結構多いと思いますので、これたしか、近いうちに、例えば蛍光管とか何とかという機械自体も、たしか製造中止になるとかという話もありますから、何か差し迫っているような、私はそう思っています。その辺のことって、どこか何か情報か何かで、町として取り入れていますか。例えば蛍光管に関してだったら、令和元年とかにもう製造中止、あとは管しかないとか、本体の機械もなくなるとかというようなこともちょっと聞いたことがありますので、その辺の認識というか、その辺はいかがですか。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございますけれども、2023年の11月に水銀に関する水俣条約第5回締約国会議というのがございまして、この中で、一般照明用の蛍光灯の製造または輸出入につきまして、令和9年末、令和9年の12月末までに段階的に廃止をされるという状況になってございます。

なお、既に使用している製品の継続使用や廃止までに製造された製品、在庫を含めましてですけれども、これの売り買い及びその使用が禁止されるものではないという認識でございますので、先ほどの答弁と重複しますけれども、蛍光灯の消耗により取り替えることとなった場合につきましては順次ＬＥＤ化を進めるということで現在考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○１１番（板垣正人君） 分かりました。そういう認識でやっていただきたいと思いますし、カーボンニュートラルを考えて、町としては、やっぱり積極的にいろいろな部分で動いたほうがいいのかと思いますので、限られた予算といいながら、補助金だとかいろいろなものを、助成金だとかがもしあれば、そういうものを利用しながらやっていただきたいと思います。

それでは次に行きます。

（３）新型コロナウイルス感染症対応融資の利子補給を延長すべきと思うが町の考えはということで、昨年と今年は町で、商工会とか何かを通じながら、いろいろ利子補給、コロナで大変なときに融資を受けて、3年間無利子ですよといったのが、過ぎたから利子がどんどん出てきて、その利子の上限は10万円でしたか、上限を決めて、町として補給しますよとい

うようなことで今やっている最中ですが、これ実は、大変喜ばれています。そして、助かりますと言う人もいますし、そういった中で、これは来年、令和7年と、やっぱりこれを継続するべきではないかなと。金額的にどのぐらい、全体でどのぐらいの金額を、私は今ちょっと分かりませんが、そんなに大きな金額ではないと思います。その辺の考え方、できたら令和7年度も8年度もということを、利子補給の部分だけでも、ただ、原資が減っていくので、利子補給のほうの金額もどんどん減っていくと思いますので、その辺の町の考え方はいかがですか。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、新型コロナの5類移行につきましては、海外からのインバウンド事業の復調が顕著となってございまして、観光客の入り込み数は、コロナ禍前の水準にはまだ達していないものの、観光業を中心に回復基調がうかがえるというような状況となっておりますが、一方で、人手不足や物価高、為替相場の円安傾向などを受け、小売や飲食店など、回復し切れていない業種もあるというふうに認識してございます。

利子補給の延長につきましては、商工会からも要望されているところでございまして、町といたしましても前向きに検討しているところでございます。

本件につきましては、次年度の予算編成に向け、財政担当と協議を重ね、予算計上することとなりましたら、改めて議員各位にご理解、ご協力を賜りたいというふうに存じております。

以上です。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） ぜひやっていただきたいと思いますし、まだ、観光客が増えているとか、インバウンドが増えているといっても、なかなか中身の部分、頭数が増えて宿泊が増えているというのと、そのほかに付随した、例えば施設だとか、飲食だとかなんとか、そういうのが全部がよくなっているかという、そういうのはない、そういう認識を持ていただきたいと思いますし、まだ一次産業的なものも、先ほど話がありましたけれども、海の方も農家の方も、本当に単価がというか、資材が高過ぎて、どうもならないということもあります。作業関係者とお話ししたら、もう本当に1.何倍とか、では売上げはその分上がるのといったら上がらない。本当に数%とか1割ぐらいという格好でなっていますので、やっぱりこれはずっと続けて、ずっとというか、令和7年度とか8年度ぐらいまで何とかやっていただきたい事業だと思いますので、今、課長の答弁で、最後に町長に聞きますけれども、課長の答弁で大体、やってくれるのかなという感じがしましたので、これ以上は、このことに関しては質問を終わりたいと思います。

次に、町としてペーパーレス化を促進するとあるがその内容と計画を伺いますということで、このペーパーレス、町長も執行方針をきちっと書いています。庁内の業務系システム並びに機器等を活用して、行政事務の効率化、適正化、ペーパーレス化を促進します。確かに

今、CO₂の関係というか、カーボンニュートラルの関係も、紙の問題が全国的になっておりますし、どんどん進めている都道府県、また市町もあるやに聞いています。また、国としても非常に支援をするということで、推進していくということで立ち上げているみたいですが、けれども、一番大事なのは当町はどうするのだという話です。

うちの町として、私は一番感じるのだけれども、大体この紙の関係というと、印刷だったりも含めて、どのぐらい年間使っているのか、まずその辺が興味のところなので、聞きたいと思います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 実際のその紙の経費等を含めましての答弁になりますけれども、令和5年度の年間の経費になりますけれども、コピー用紙代につきましては256万1,000円、それとその印刷に要するトナー代につきましては340万円ほど、それとコピー機のリース代になりますけれども、これが660万円ほどとなっておりまして、合計で約1,200万円ほどの経費となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） 何だかんだで1,200万円ぐらい。コピーはどういうふうにするか、台数を減らすとかはいろいろあるかもしれないですけれども、これは、いずれペーパーレスということが必ずなってくると思います。ということは、いろいろな部分で、今はなかなかありませんけれども、スマホに代表されるような機器がどんどん増えていって、利用する方もこれから若い方がどんどん多くなってくれば、役所の職員の関係も、もうそれができて当たり前みたいな、我々の世代は、やっとなんとかみたいなのところはいっぱいあるのですけれども、これからそういう人がどんどん増えていく、職員の中で増えていくというような時代になります。それは5年後、10年後の話ですけれども、だけれども、それは今から準備を進めていかなければいけないなと思っております。

例えば、ペーパーレス、さっきの紙の部分、うちの町として、私はいつも毎月10日に思うのですけれども、10日に気がすごく重たくなるのですよね。なぜかといったら、10日に広報が来るのですよ、自宅に、いっぱい。それで、それと付随して、いろいろな案内する、広報とうやこと、広報紙という紙、いっぱいいろいろな団体さんから配付がある、それが二十数紙来る、単位で。それを全部まとめて一冊にして配ってみたいな格好で、これは自治会の中でもいろいろ問題、いろいろな話を聞いていると思いますけれども、これをやっているほうもだんだん高齢化してきていて、そういう作業する人って基本的に高齢な方が多いと思うし、自治会の役員さんとか。そうすると、大変な思いをしているという話も聞きますし、また、私もそうだけれども、年取ってくると油っ気がなくなって、紙をつかむのも大変で。経験あると思うのですけれども、だから、あっちこっちに濡れたものを置いておいて、私はたまたま店をやっているから、カウンターが長いから、例えば昔、私は中学生くらいのときに新聞配達で働いていたときを思い出しながら、こっちからチラシを全部寄せて一つに、また一つ

みたいな感じでやっているのですけれども、これは結構大変でした。例えば普通の家、自宅でやるとなると本当に大変だと思いますので、例えばこういうのを、例えば段階的にも何でもいいから、少しずつ何とか、例えばなくすとか、もっと効率のいいやり方ってないのかなと思うのですけれども、その辺の考え方はいかがですか。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 現在、町では地域担当職員が月1回自治会長宅に訪問なり電話なりさせてもらっていますけれども、その中でもやはり今ご指摘いただいたように、広報紙、それから回覧物の多さ、これが各自治会かなり高齢化も進んでおりまして、作業も非常に大変だということで何とかならないかというお話もいただいております。

そこで、町としましては、現在、洞爺湖町の公式LINEという、スマートフォンを持っておられる方には今、町でも積極的に登録をお願いしているところなのですけれども、この洞爺湖の公式LINEの中でも、広報紙というのをカラー版で見ることができます。まず、これを進めたいという考えで、今、町内の各公共施設ですとか役場庁舎内でも、QRコードを読み取れるようなお知らせも積極的にしているところでございます。

このLINE広報の活用に加えまして、回覧物の情報をまずその広報紙のほうに集約して、役場が発行している回覧物というのを、原則なののですけれども、町としては廃止する方針というのを、今回6月の部課長会議の中でも、職員、町長を含めて話し合ったところでございます。

令和5年度につきましては、この回覧物、今言われたペーパーレスもそうですけれども、紙代で、広報紙が4,100部、月発行しておりまして、年間で400万円ほど、それから回覧物の印刷の紙代で45万円ほど、合わせて440万円程度の広報紙発行の経費というのもかかっておりますので、まず、その回覧物、この紙代の削減を、支出、これの経費を削減、それから各自治会の、今言われた仕分作業等の負担の軽減も図っていきたいと考えておりますので、これを来月を、今ちょっと作業、準備を進めているのですけれども、各自治会長宛てに、まず広報紙、役場の回覧物の廃止ですとか、そういった方針、それから各自治会の広報紙の考え方について調査してまいりたいと思っておりますので、来月、地域担当職員を通じまして、各自治会長宛てに広報紙の考え方、それから回覧物の廃止等について、お知らせ、調査をしてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） 廃止する方向で考えていたみたいなのですが、それも丁寧な説明が必ず要ると思いますので、そういう形でやっていただきたいと思います。

もう一つは、例えば今は紙の印刷代も結構かかるし、それがもしなくなったら結構な金額ですよ、440万円。何かいつも話題になって、あれはどうですか、これはどうですかという毎年かかる、これだけかかっているというのも事実だし、それもなかなか、僕が見ていてあんまり活用されていない、例えば二十数枚来て、1枚くらいかな、たまに、中身はどう

なっているのだと見るという感じのものは。あとはちゃんとざっとは見るのですけれども、だから、そういうことも含めて、やっぱり先ほどのQRコードであれば、LINEの、私も登録していますけれども、役場の全部見るものがありますよね。何かそれを登録するときに、役場のほうからか、たまに何か、こういうことが今日はあります、いついつ何かありますみたいなことも来るわけで、そういうのをどんどん利用される方は利用したほうがいいと思うのですよね。

それに対しての、さっき積極的に進めていますと言ったけれども、積極的ではないなという気が、議会事務局のところにぽっと置いてありますけれども、ただ置いていてだけで、この間気がついた人もいますし、だからやっぱり、そういうものをどんどんもっと活用するようなことにしていけばいいのかなと思っています。実際大体登録している数って分かりますよね。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 直近で洞爺湖町の公式LINEに登録されている方は917名となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） まだまだ少ないですね。職員の人は皆さんもちろんだよね。ない人も中にはいるかもしれないけれども。97名といったらまだまだだと思います。これが2,000、3,000、4,000となっていけば、ある程度。逆に認識がみんな、みんな登録するのだよみたいな格好になるようにしていけばいいのかなと思っていますし、それで、そうなってくると今度、広報とうやことか、うちは議会の話なのだけれども、議会だよりとかも含めて、いずれはそういうふうになってくるのかなと。非常に便利だね、指でひゅっとやればページがめくれて、いつでもどこでも見られますしね。

だから、そういうようなことも利用される方は利用していただいて、そうすると、例えばどこかのマンションとかに住んでいる方で、毎月毎月広報紙が来ます。そうしたら、私は、うちは要りませんから、広報紙、本体が来るとね。そういうことも自治会の人に言ってくれば、自治会の人にはそこに配らなければいいだけの話であって、数も含めて、例えば10部とかというものを、例えば今回から6部でいいですとか、7部でいいですとかとなるから、その分トータルすれば結構そういう印刷物も減っていくのかなと思うのですけれども、それをしても、いきなりとはいかないのですけれども、時間をかけてゆっくりでいいですから、こういうことというのはスモールスタートで、少しずつやっていくのが一番いいと、よく言われます。そういうことでいいのですけれども、将来的な考え方、もう10年でも15年後でも、たったときでも、あの頃から少しずつ減っていったよねみたいなことでもいいですので、そういう考え方はいかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 先ほど答弁しましたように、本年7月を今目標に、各自治会

宛てにその広報紙、回覧物の考えについて、町の考えをお知らせするとともに、自治会の広報紙、現在どのような困り事があるのかというような調査をしたいと思っていますけれども、町としては、先ほど申しましたように、洞爺湖町の公式LINEのまず周知、まだまだ登録者数が少ないものですから、これを周知することと、登録をお願いしたいということをまずお願いしたいと考えております。

それから、自治会の班ごとに、各世帯の広報紙ですとか回覧物、これを紙で要る要らないの、必要部数というのをまず町として把握したいというふうに考えております。紙媒体を必要としない世帯数を把握するため、この協力を自治会をお願いしたいと、必要部数を把握するための協力をお願いしたいというふうな考えでおります。

将来的な話になるかもしれないのですが、現在、補正予算でも、今回の補正予算でも上げさせてもらっていますけれども、競争モデルの中で、LINE機能、洞爺湖の公式LINEのLINE機能のグレードアップというのを今後図っていきたいと思っておりますので、その中で今回、洞爺湖の町ポイントというの、仕組みを新たに始めたいと思っておりますけれども、広報紙、紙で要らないよというところに協力していただいた方には、例えば洞爺湖の町ポイントを付与するとか、紙代となるそれもポイントで付与するとか、そういったことも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） これからの話ですけれども、そのような形で少しずつ進んでいかないといけないのかなと、逆にそれで参ったなという人も中にはいるけれども、すぐ一遍になくすわけではなくて、時間をかけて、先ほどのスモールスタートで結構なので、少しずつ行って、10年たったときに、15年間後、私はこの辺の形の中にいないと思いますけれども、そういう形の中で少しずつ経費削減を含め、また、仕事量も減るわけですから、それぞれの人が。そういうことでどんどん行っていただきたいと思います。

次に行きます。次は、ちょっと話ががらっと変わって、ヤングケアラーについてということで、ヤングケアラーについて町としての認識・考え方を伺いますと通告しております。

ヤングケアラーって、聞き慣れた、慣れていない、いろいろいると思いますけれども、本来、大人が担うことを想定される、例えば家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことをヤングケアラーというそうなので、この辺の認識で、うちの町として、僕が調べたところによると、何かうちの町の総務課が窓口で、一応相談窓口になっているみたいなのですが、そういう話は一切聞いたことがありませんので、今の町としての認識、また、そういうヤングケアラーと思われる子供たちがいるのか、いないのか、それもまた分かっているのか、分かっているのか、その辺のことをちょっと最初に聞きたいと思えます。

○議長（大西 智君） 原子育て支援課長。

○子育て支援課長（原 美夏君） ただいまのご質問であります、当町におけるヤングケア

ラー支援対応は、子育て支援課が窓口となっております。

ヤングケアラーについては、ただいま議員からの説明もあったとおり、本来、大人が行うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学業や友人関係に支障が出てしまうなど、個人の権利が守られていないと思われる子供と認識してございます。

また、当町におけるヤングケアラーの実態につきましては、令和4年1月会議で、令和3年12月に行った総務常任委員会所管事務調査において小中学校の状況についての調査が行われておりまして、その中でヤングケアラーについて子供たちはどのように認識しているのか、このことで悩んでいる子供はいないのかの調査項目に、各学校からは、該当する家庭や子供はいないことから、特に指導している事例はないとのこと、また、生徒児童の少ない学校においては、子供と教師の関係が非常によく、身近な指導が可能になっており、子供たちの発信には常にアンテナを張っていると報告を受けているところであります。

この調査後も、各学校では引き続き児童生徒の学校での様子を注視しているほか、ケアが必要な状況につきましては、関係機関からの情報共有に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） 今課長の答弁だと、うちの町はいないというふうに、今一人もいないというふうに断言しても構わないということですね。今いないということで認識しました。

基本的に、表に出る場合と出ない場合がある。要するにやっぱりいじめと同じで、必ずもうそういう子は、いつ出て、昨日はそうでなかったけれども、今日からなっているとかという子もいるみたいですし、先日、新聞に出ていたのですけれども、今回は要するにヤングケアラーに対する支援を初めて今回法制化されました。それに関して、国や自治体が支援に努めるべき対象として法律に明記が今回されました。ということは、やっぱり結構厳しく見ていないと駄目なのかなと思います。

それで、うちの道議会の公明党で、日常的に若者を、またヤングケアラーを支援している北海道ケアラーズの中心者である。加藤高一郎氏がいるのですけれども、その加藤氏が言っていたのは、ヤングケアラーの周りにいる大人から相談があった、今まで相談が多かった状況なのですけれども、最近では、子供からの連絡が増えたことを紹介していました。昨年度の相談件数が前年比で約3倍と急増していることを踏まえて、子供の話をしっかり聞ける居場所づくりが重要だと言われておりますので、今、当町は幸い、いないみたいなのですけれども、でも何かあったらすぐ相談するところとか、学校の先生に相談するけれども、それが一番いいのかもしれないけれども、それができない子供がいたとしたら、しっかり聞ける居場所づくりとか、そういうのを町としてもやっぱりあったほうがいいのかなと。後で失敗した、もっと早くつくっておけばよかったねというのは、要するに、居場所づくりという、場所をつくるという、電話で報告だとか連絡だとか、そういうのが分かるようなものをつくるべきだと思いますが、町の考えとしていかがですか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） ヤングケアラーの件でございますが、この令和4年1月の総務常任委員会の所管事務調査を実施したとき、ちょうど私が委員長でございまして、今、課長答弁がありましたように、当時の小学生、中学生の現況調査というのは、該当する家庭や子供がいなかったということでございますけれども、今、議員おっしゃったように、やはりヤングケアラー、若年介護者の中で見つけるというのは本当に大変、本人に介護者としての比較がないということも多いというのは、今のお話と同じく、同じ視点かと思います。

その観点から、やはり調査と実態把握を計画的に実施して、継続的な基礎データというのを取ることも大事だなと思っているところでございます。令和4年1月、もう2年ちょっとたっているわけでございますので、そういった点で今後、児童、生徒、地域社会に認識していただく活動が大事だと思いますので、これは継続的に教育委員会とも連携して、町長部局としても、子育て支援課とも連携しながら進めて、基礎データも含めて、考えて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） 昔だったら、我々の小さい頃は、例えばお兄ちゃんがお姉さんが下の妹、弟の面倒を見たり、おんぶしたりとか、そういうのは、そういう周りの大人は、偉いね、あの子、本当にいい子だねと言ったものだけでも、今はどういふかというと、そういうことによって例えば学校がちょっと遅れぎみになるとか、休みがちになるとか、でも周りからしてみたら、あの子はいい子だねとなるわけですよ。だからそういうことのギャップというか、ちょっと見えない、分かりづらいところもありますので、それよりも微妙ですけども、要するにアンテナだけ町として張っていただければ、いろいろな部分で大きなことになる前に分かると思いますので、その辺のことで町として頑張っていただきたいと思ひますし、我々地域住民も、たまたま私みたいなところは子供が本当にいないのですけれども、いるようなところのお話を聞いたり、何かそういう人はいないねみたいな話は、それぞれがそれぞれの立場でしていかなければ分からないのかなと思いますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、最後になります。町営住宅についてということで、空き室になっている町営住宅の管理状況と入居の推進について伺いますということで通告しております。

これはどういう質問かというと、公営住宅、もう結構前に退去されました。でも、いまだ、その後ずっとそのまま放置状態で、空き室になっているのだけれども、そして誰か、あそこが空いているからと申し込んだっけ、いや、2か月、3か月かかりますと。どうしてと言ったら、中がごちゃごちゃしているから直さなければいけない。これは、それは例えば全部が全部一遍にやる必要はないのだけれども、例えばその棟で三つ空いたとすれば、一つは必ずすぐ入れるようにしておくとか、そういうような認識とか、あと、周りから見たらずっと空いているから入れると思うのです。だけれども、それでも何か月も待たされているとか、そ

ういう状況ってどういうことなのかなということですよ。

だから私は、例えば公営住宅というのは、要するに大家が下道町長を代表とする役場側で、町民の人が入る入居者ということで、これが不動産会社だったら、お客さんとその会社という関係だと思うのです。だから本来私たち、町民の方が公営住宅の申込みに来ましたといったら、そこの窓口は、いらっしゃいませというふうなぐらいだと思うのです。だから、貸してやるとか、いわゆる公営住宅の申込みはこれですと、あんまり温かくないような対応すると、町民の方もちょっと誤解される方もいますので。これは過去に私がこういうことを、何年も言ったことがある、だけれども、あんまりやっぱり変わっていないのだと思って、まず考えを、こういうことをお話しさせていただいているのだけれども、その辺の認識というか、本来、出ていったらすぐ直して、次の人も迎えると。空き室にしておかないでぐらい、それで空き室、民間なら空き室情報だとかいろいろなことやりますよね。ぜひ使ってくださいという。だけれども、公営住宅に関しては、空いたら空き放しのまま、私の知っているとこ、1棟12戸のところ、今たしか、先月かな、聞いたのだけれども、5戸しか入っていないくて7戸空いている。それで、いろいろなことがほとんど、冬になったら除雪もできなければ、草刈り何もできないという、高齢の方ばかりだからという話も聞きました。

それで、そんなのでいいのかなと、ではその7戸空いているところ、どれだけ部屋、すぐ入れるようになっているか、それはちょっと確認していませんけれども、だからその辺のことで、基本的な町の認識というか、公営住宅に対しての空き室に対する認識というのはどうということなのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 篠原経済部次長。

○経済部次長（篠原哲也君） まず初めに、現在の町営住宅の空き家の状況でございます。

管理戸数697戸のうち、空き家となっている戸数は106戸でございます。

管理状況としましては、入居者が退去し、空き家となった住宅については、入居希望者に入居案内をする前に必要な修繕をすることとなりますが、現在、修繕を予定している戸数が44戸、現在修繕工事中の戸数が7戸となっております。入居希望の住宅や階数、部屋の広さ、入居要件等が合えば、早期に入居が可能な戸数としましては55戸となっております。

これまで入居希望者へ空き室の入居案内をする際に、修繕が終わるまで数週間から数か月待ついただく事例がございました。具体的には、前入居者の退去手続から事業者への修繕箇所の打合せや修繕見積り依頼、修繕負担割合の算定、修繕の実施などに要する期間でございますが、入居希望者は、やはり仕事や生活などの様々な事情がある中で、早急に入居を希望される方もございますので、今後、入居申込み後、お待たせする期間をできるだけ短縮し、早急に入居案内できるように努めたいと考えてございます。

また、今後の対応としましては、空き室については、入居申込みが来ってから修繕するのではなく、できる限り早期に修繕を実施し、入居申込み後すぐに入居案内できる体制にしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） 今の次長の答弁のままだにやっていたら、その後何もありませんけれども、結局そういうものが準備がなくて、いつでも入れるものがあつたとすれば、例えばほかから移住される方とか、例えばホテルで働かれる方とかがすぐぽつと入ってこられるようなふうになるわけですし、それが今、だから移住定住という花火上げて、何とか人口減少を減らしましょうということで花火を上げていろいろとやっているのだけれども、何かちぐはぐだなと、やっていることと。民間のアパートはどうのこうのということは、役場としては何もできないかもしれないけれども、公営住宅は自分たちの財産ですから、そこに例えば家賃1万円だか2万円だか3万円だかを徴収するなら、例えば1年たったら何十万円かになるわけです。それをずっと続けて、それを全部、取りあえず空き家にしていたらゼロだけれども、収入になるのです。そういうふうにしていかないと、財政厳しいです、厳しいですといったって、なかなか、どこまで厳しいのだから、よく分からないなというようなことになるので、やっぱり今、次長が答弁されたように、先々で、それはいずれもしかしたら、一生入らないかもしれないけれども、でも準備はしておくというのが大事だと思う。それを計画的にやるというのだから、空いた全部、百何戸全部きれいにするというのではなくて、棟で、やっぱり住民というのは住みたい場所があるから、その住みたい場所に、空いている、一つや二つ空いていればそこにずっと入れるわけで、入ったらまた、一つ、二つまた修繕すればいいとなると思いますので、その辺これからも考えていっていただきたいと思います。

最後に町長、短くて結構なので、何か感想があれば。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 短めにいきたいと思いますが、このたび4月から入居要件を一部緩和して、若年単身者が入居可能な住宅52戸を増やす施策を実施したところでございます。今、議員おっしゃったとおり、やはり町営住宅も民間の不動産の発想で考えていかなければいけないと、そういう気持ちの中で進めてまいりたいと思います。

人口減少の中で地域事情を考えながら、所得基準や家族構成の緩和、多様な世帯が入居できるような制度緩和なども、これも併せて国に要望していきながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 板垣議員。

○11番（板垣正人君） ありがとうございました。これで、一般質問を終わります。

○議長（大西 智君） これで、11番、板垣議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開を1時50分いたします。

（午後 1時41分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

(午後 1時50分)

○議長（大西 智君） 休憩前に戻り、一般質問を続けます。

次に、10番、石川諭議員の質問を許します。

10番、石川諭議員。

○10番（石川 諭君） こんにちは。10番、幸福実現党の石川諭でございます。

今日は、二つほど質問させていただきます。マイナンバーの情報照会についてと、それから合葬墓と無縁墓についてということで2点ほど質問させていただきます。

5月15日に会計検査院がマイナンバーに関する報告書を発表し、話題となっています。今回の報告書は、特に県や市町村などがマイナンバーを情報照会にどの程度使っているかというものであります。この調査ではいろいろと問題が指摘されておりますが、例えばマイナンバーの導入で、かえって仕事量が増えているとか、現場をおろそかにして、手段を目的化してしまったマイナンバーとか、こういったものが挙げられております。

そこで、早速質問に取りかかりたいと思います。

まず、洞爺湖町において、マイナンバー情報照会が可能な事務手続の総数は幾つか、伺います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございますけれども、洞爺湖町におきますマイナンバー情報照会が可能な事務手続の総数につきましては771件となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

今お答えで、771の手続が可能ということでありました。

会計検査院の報告では、一応1,258ほどの手続がある、これは生活保護を除くということになっておりますが、1,258の手続のうち771では61.2%、約6割が利用可能であるというふうに感じてます。

2番目、そのうち、同照会を全く利用していない手続の総数は幾つあるか、お伺いします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 洞爺湖町におきますマイナンバー情報照会の可能な事務手続のうち、全く利用していない事務手続につきましては503件となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

利用していない手続が503件あったということではありますが、この内訳というものはどのようなようになっておりますでしょうか。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 内訳になりますけれども、まず、年金関係で利用されていない件数につきましては51件、それと年金関係以外では452件の計503件となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

使用可能が771件ということでありまして、これは、1,258の65.2%、503に対して65.2%に当たります。利用していない手続の503は、全体の1,258のほぼ40%に当たるものでありまして、これは会計検査院が指摘した割合とほとんど同じといえると思います。それで、1,258手続のうち4割近く、485ですから、503件といえ、ほぼ4割で問題ないのですが、このうち半分以上の地方公共団体が利用していた業務手続は僅か32手続で、全体の3%ほどであったということで会計検査院が報告しておりますけれども、本当に少なかったということでもあります。

それで先ほどお聞かせいただいたのですが、健康福祉課で302件ということで、これは利用可能な数なのですが、介護高齢課が194件、子育て支援課が119件、建設課が51件、住民税務課が87件、総務課が18件、合計771件という、先ほど教えていただいたのですが、771から、使われなかった数字、503を引きますと、使われている数が268なのです。268のうち、健康福祉課が254件とずば抜けて使用されているのですが、あと子育て支援課では5件と、それから住民税務課で5件で、268件というふうに聞いておりました。

それで、全然使っていない理由は何かということ、介護高齢課と建設課と総務課ですね、これをちょっと教えていただきたいのです。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 全体に共通しての答弁でありますけれども、利用していない原因につきまして、まず1点目になりますけれども、事務に必要な情報項目が不足をしており、別途文書照会が必要となる場合がまず1点目でございます。それと2点目につきましては、対象となる事務自体の発生がない、または著しく少ない。3点目につきましては、今回の情報照会を通さなくても、ほかのシステムでも確認が可能なためということで、主だっ

てこの3点が大きな原因と挙げられてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

マイナンバー情報照会を利用していない事例が当町にもあるということで、先ほどお聞きしたのですが、会計検査院の報告等では、マイナシステムで必要情報を入手できず、医師の診断書や課税証明書等が必要となり、紙とデジタルの二度手間となると。それから、従来の紙の業務に加え、システム対応という無駄な仕事を発生してしまうということが挙げられると。また、情報が届くのに数時間から1日以上かかる。これは行政運営の効率化どころか、仕事を増やし、行政運営を悪化させている状態に近いのではないかということが

ちょっと挙げられておりました。

それで、4番です。マイナンバー情報照会システムによって、当町の業務効率化はどの程度実現されたか伺います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 業務の効率化の関係でございますけれども、議員もご承知かと思っておりますけれども、マイナンバー情報照会を利用することにより、事務の効率の向上につながっていると当方も認識をしてございますけれども、これまで他の自治体に対しまして文書による照会を要していたものが、情報照会によりまして情報の確認、業務システムへの取り込み処理を行うことができるようになりまして、文書作成や郵送費用、その事務に係る時間の短縮に非常に効果が高いと考えてございます。

また、個人情報の記載された書類が削減されることで、保管、処分などに係る経費や手間を削減することにもつながっていると認識をしてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

それで、マイナンバー情報を照会するということでありましたのですけれども、ここで、行政手続における特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律というのがあるのでございますけれども、この法律の中で、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手続その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めると、目的には書いてあるのですけれども、ここでちょっと現場での考えとか感想はどう感じているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 現場での感想といいますか、どういった状況なのかということかと思っておりますけれども、まず1点目につきましては、利便性の向上によります町民の負担の緩和ということになります。

例示になりますけれども、例えば児童手当の支給の事務手続がございますけれども、これにつきましては、これまで課税証明書の添付が書類の申請の際に必要なになりました。特に転入された方につきましては、転入前の住所地へ例えばご本人が出向いて証明書の発行を受けるということが、その業務の効率化ということでこれがなくなったというふうにお聞きしています。

また、毎年提出をいただいております現況届という書類がございますけれども、これが2年ほど前から提出が不要とされているというふうに、こちらは受けておりまして、このことにより、特に共働き世帯の方、例えば平日の勤務時間を割いて役場の窓口に来るという時間が、来ていただかなくてもよくなったというふうな内容で伺ってございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

そうすると、一応この法律の目的に合ったような感じである程度推移しているということ
で考えてよろしいのでしょうか。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） その認識でよろしいかと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

それでは5番目の、同照会システムによって当町の業務が滞った事例はないかということ
を、何かあれば二つぐらい教えてほしい。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） マイナンバー情報照会によって当町の業務が滞った例はないかとい
うご質問でございますけれども、当町の使用している業務システムにつきましては、通信
障害を除きまして情報照会が行えなかったという事案は当方では把握はしてございません。
滞るといった表現が適切ではないかもしれませんが、通常であれば、情報照会が可能
な事務手続であっても、自動的に確認できる情報と相手方の自治体の確認を要する情報もあり
ます。転出や転入直後に窓口での手続を急ぐ場合には、状況によっては証明書等の書類の
提出による対応となる場合もあるとの報告を受けているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） 先ほどの503が使われていない、268が利用している数ということ
ありますけれども、会計検査院が調査した、半数以上の地方公共団体が利用した業務手続は
約32ということで、これが先ほど申し上げましたけれども、1,258から比べると全体の3%
ということで非常に少ないのですけれども、268使っているということは、当町においては
32から比べると8.4倍も利用していることになるということで、これはかなり優秀なのでは
ないかなというふうに私は感じているところであります。

まだまだマイナンバーで使っていない業務、例えば建設課とか、それからほかのところで
使っていないところ、ゼロというところがあるので、そういったところが今後補正されて、
もっともっと利用できるようなになればいいのかなというふうに私は考えております。

そこで、マイナンバー照会について、財務省で行った会議を一つ紹介したいと思います。
財務省の財政制度分科会、これは財政制度等審議会にある財政制度分科会、これは令和3年
4月21日に開催した議事録があるのですけれども、それと、同じく財務省が管轄で、財政制
度等審議会の中の財政制度分科会、この議事録なのですが、令和4年11月7日に開催した
議事録とあるのですけれども、ちょっと一つだけ紹介したいなと思うのがありまして、財務
省の財政制度等審議会の財政制度分科会の歳出改革部会というのが令和4年11月14日に開催

した、その議事録というのがあるのですが、その中のちょっと一部をご紹介したいと思います。

この議事録の一部なので、本当に一つなのですけれども、「最後にデジタルですが、もうマイナンバーカードを徹底的に利活用するための方策をつくっていくべきであると思います。そのためには、預金口座に全てマイナカードが直結するような仕組みをどうしたらつくっていただけるか、それによってきちんと税収も含めて捕捉をしていくことが何より重要であると思います」という、こういうような意見が出されていたのです。

それで、これは、何を意味するのかといいますと、ずばり将来的には貯金税を導入するということにつながっているということなのです。ですから、貯金税は、やっぱり我々としては、財産ということがありまして、憲法29条にもありますけれども、私有財産は保護されているわけです。こういった財産を取りに行く形のことが出てきますと非常に問題であるというふうに思っています。

さらには、12月には国民健康保険証の廃止があります。どんどん国による国民の監視体制が強化されていきます。このことは非常に危険を含んでいると考えます。

ですから、私は町民の皆さんにお願いしたいのです。もっともっと政治に関心を持っていただきたいのです。そのためにも、地方議員は頑張らなければいけません。皆さんと一緒に洞爺湖町を輝く町に変えていきたいと考えています。

私はこういう考え方なのですけれども、以上で、マイナンバー照会について終わります。

続きまして、合葬墓と無縁墓について質問させていただきます。

今現在、合葬墓についての問合せがあるのか、お伺いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋生活環境課長。

○生活環境課長（高橋謙介君） 合葬墓の問合せは、5月末現在でございますが、15件程度ございます。その中で実際に申請のあった件数は4件で、そのうち1件は既に合葬墓への納骨が終了してございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

1件は既に納骨しているということであれば、今年の4月に合葬墓ができたということはよかったのかなというふうに思います。

今後、家族の希薄化とか、いろいろなものがありまして、どんどん個人が独りぼっちになっていくという社会が増えてくるのではないかと思います。

それで次に、無縁墓の現状はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（大西 智君） 高橋生活環境課長。

○生活環境課長（高橋謙介君） 無縁墓につきましては、三豊霊園の入り口付近に設けられております。ほこの維持管理のほか、町のほうで年に一度、秋頃に供養を行っております。

無縁墓の中に何体遺骨が入っているかは不明ですが、若干の余裕があるというのが現状で

ございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

その無縁墓なのですけれども、遺骨は大真寺にある無縁墓に埋葬するというふうにお聞きしておりますけれども、埋葬記録は何年ほど保存するのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいま無縁墓、無縁遺体に関わりますご質問で、書類と記録の保存年限のご質問かと存じます。

こちらのほうの書類記録等の保存期間についてでございますけれども、当町の文書事務取扱規程の保存年限基準表におきまして10年保存と定められておりますことから、一連の事務等が完了した年度以降10年間に限りまして保存をしているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） 10年というふうに今お聞きしたのですけれども、10年というのは何かすごく短いような気がするのですけれども、記録というのは普通150年ぐらいというふうに聞いてたのですけれども、そうではないのでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 今、議員のほうから150年ぐらいというお話がございましたけれども、あくまでも上位法等の記録を踏まえた中で、町の規程の中におきまして、いわゆる特別に規定があるものであればそういったことも考えられるのかもしれませんが、規程の中では10年保存というふうに定められておりますので、そちらの規程に従って運用にしているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

これは町の規程というでございますね。それで、もうちょっと聞きたかったのですけれども、無縁墓というのはいつ頃からあるのか、またそこに何体ぐらいあるのか、そういうところは分かりでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋生活環境課長。

○生活環境課長（高橋謙介君） 無縁墓の、いつ頃からあるのかというようなご質問だと思いますけれども、無縁墓の中に書いてある石碑をちょっと見ますと、昭和初期に町民有志の方々により建立されたということが記載されておりましたので、お寺などから、いきさつを調べたところ、もともとは昭和初期の町民の方々の善意で無縁の遺骨を弔っていたようでございます。その後、昭和9年の12月に今の三豊霊園に町営の火葬場が建設された際、町民の善意を引き継いで、町があの方に無縁墓を設立したというふうなお話も伺っているところで

ございます。その中に今まで何体の遺骨が入ってきたとかというのは記録としてちょっと残ってございませんので、先ほども答弁したかと思いますが、何体の遺骨があるかはちょっと不明というような形でご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございました。

それでは、2番目、現在一人暮らしの数はどれくらいいるのか伺います。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） ただいまの現在一人暮らしの方はどのくらいいるかということのご質問でございます。

私ども介護高齢課としては、65歳以上の一人暮らしの人数という形でご説明させていただきます。令和6年3月31日現在におきまして、65歳以上の独居の世帯数という形では、831世帯というふうに押さえているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

65歳以上で831世帯ということであります。結構いらっしゃるということだと思います。

そこで、平均年齢は大体何歳くらいかお分かりになりますか。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） ただいまの65歳以上の独居世帯の平均年齢という形でいきますと、78歳ということに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 石川論議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

平均で78歳ということになりますと、私もだんだんその年に近づいてきたのかなと思っております。

3番、その方たちの連絡先は確認できているか、お聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） その人方の連絡先、身寄りの連絡先という意味合いだということに認識してございます。

この連絡先につきましては、全て押さえているということではございません。といいますのは、介護高齢課といたしましては、包括的支援事業の中で令和5年度数値として65歳以上の独居の方で、ケアマネジメント利用については77件、また、総合相談件数としては397件ということにございますので、そうした方以外の連絡先などの把握はしていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

397件が連絡先が大体取れているということであれば、831から引くと400世帯ぐらいが連絡の取れていない人という形になるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） 一概に831件から単純に397件を引いたということではございません。というのは、この831件という世帯数なのですけれども、議員言われるのは、恐らく高齢者の独居の実際の数値の把握という意味合いでの質問かというふうに思っているところでございます。

直近の令和2年の国勢調査での実態調査としても押さえてはおりますけれども、住基上、登録としては一人世帯となっている場合でも、実際には分離世帯で同居している場合、また、住所がそのまま施設入所あるいは長期の病院の入院などといって、住基の実際の状況とは乖離があるというふうには認識しているところでございます。

そういう意味では、民生委員の方が毎年訪問での実態調査を進めているというところがございますので、社会福祉協議会とも連携を取り、状況に応じた把握に努めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） そうすると、具体的に取れていない人が幾らとか、取れていない人の平均年齢とか、その取れていない人の最高年齢ということは、ちょっと具体的には分からないということでしょうか。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） ただいまのご質問でございます、その取れていない方の平均年齢、また、取れていない方の最高年齢という形では掌握しかねているところではございますが、そういった最高年齢という意味合いでいけば、連絡の取れている方にいたしましては、104歳の方ということで認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 石川諭議員。

○10番（石川 諭君） ありがとうございます。

連絡が取れている方が104歳ということであれば、結構長生きであるということが分かります。

それでは、6月3日の読売新聞の朝刊で載っていたのですけれども、全国で無縁遺体が3割ほど増えているということの報告が新聞に載っていたのですけれども、18年度から5年間で年々増えてきて、引取り拒否が多い傾向にあると。札幌では65%の増加となっているということで、今は本当に増えてきてるのだなと。やっとな親族と連絡が取れても、引取りを拒否するなどして手続が長期化しているという報告があります。まれなケースでは、中には自治

体のミスで3年以上放置された例があるなど、無縁遺体の長引く保管が問題化されているという新聞の記事でありました。

私は、なぜその連絡の取れていない方とか、最高年齢を聞いたのかといいますと、今後、洞爺湖町においても核家族あるいは親族関係の希薄化などで無縁遺体が増えることが予想されています。それで、遺骨の埋葬のトラブルがないように願いたいと私は考えております。

そこで、一つ申し上げたいのですけれども、やはり昔からそうなのですけれども、納骨堂とかお墓とかは、霊界と交信するためのアンテナと言われています。海に散骨したり、川に流すなどしないで、ご先祖様を大切にいたしましょう。もうすぐお盆が近づいてきます。日本の伝統を忘れないで、よき故郷を築いていきたいと思っております。

以上が私の気持ちになります。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（大西 智君） これで、10番、石川諭議員の質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を午後2時35分といたします。

（午後 2時21分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 2時35分）

○議長（大西 智君） 休憩前に戻り、一般質問を続けます。

次に、5番、今野議員の質問を許します。

5番、今野幸子議員。

○5番（今野幸子君） 日本共産党の今野幸子です。

新しく始まる予約制デマンドタクシーと物価高騰対策に伴う定額減税と定額給付について伺ってまいります。

初めに、新しく始まる予約制デマンドタクシーについて伺ってまいります。

委員会において、予約制デマンドタクシーの運行についての説明がありました。今まで運行していた道南バスが、運転手不足や利用者の減少により、運行路線を縮小させざるを得ない、そういった状況になり、道南バス運行の湖畔線が令和6年10月で運行が終了となるという説明でした。そのため、休止になる洞爺地区と温泉地区、そして虻田地区を結ぶ移動手段として、10人乗りのワゴン車にてデマンドタクシーの運行を町が運行主体となって行い、それと伴い、買物支援や通学支援も一緒にまとめて行うというものでした。

補正予算の説明資料として運行方法案が示されていましたが、これからもっと具体的なものになっていくものと思いますが、洞爺に住まわれている方がだんだん不便な町になっていくという、心配されていた方がおりました。デマンドタクシーに変わることで、何がどのように変わるのか、そして変わることで、デマンドタクシーに変わることで利用者

にとっての利便性はよくなるのか。よくなるとすればどのような点を挙げられますか、お聞きします。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 予約制のデマンドタクシーの件についてでございます。

今回6月の補正予算にも提案させていただいておりますけれども、地域公共交通を絡めた競争モデルプロジェクトという事業を7,600万円で提案させていただいております。その中の一つに、今回3地区を結ぶ予約制のデマンドタクシーの運行に切り替わるということで提案をさせていただいております。

理由については今、議員ご説明いただいたとおりで、道南バスの運転手不足、それから、その路線の赤字、これによりまして、湖畔線の西回りというのを、道南バスさんとしてはもうこれ以上継続できないということで、その路線を今度は町が主体となってデマンドタクシーで運行する、このような計画になっております。

これに代わることにによりまして、特に洞爺地区に住まわれている方の利便性というのはどのようによくなるのかということでございますけれども、まずは毎週火曜日1回、洞爺地区の方に買物支援バスというのを町が走らせております。それを買物支援バスですとか、あと洞爺地区の高校生の方が主に利用されております通学支援タクシー、これを予約制の今回デマンドタクシーに統合して、まずはその交通体系をシンプルに分かりやすい形で運行してまいりたいというふうに考えております。

今回運行するデマンドタクシーについては、3地区を結ぶ便でございます、毎日今回6便を現在のところ予定しております。洞爺水の駅から洞爺湖温泉のバスターミナルを経由して、洞爺駅それからウロコ前、このルートを通して運行を今のところ予定しております。

利用される方にとりましては、買物ですとか、あるいは病院への通院、それから通学、曜日それから時間帯に合わせて予約することが可能となるため、今までよりもさらに利用される方の利便性の向上につながるというふうに考えております。

また、今回の予約のデマンドタクシーにつきましては、観光目的ですとか、町外の方の利用も可能としておりますので、洞爺地区への観光客の足としても利用されることを期待しております。

今年度は、まずは今回の運行を通じて、利用状況のデータですとか、それから利用者の声を分析することで、次年度以降のさらに効率的な運行に向けて考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 今言われたように、当然今後、利用者の求めに沿って、不足している課題、そういったものに向き合いながら、具体化とともに改善されていくものと考えています。

その前に、ちょっと説明資料の運行案に書かれていました「区域運行エリアでは、任意の

地点での乗車が可能とされる」、その下に「区域内での移動はできない」とありましたが、この文についての意味はどういった意味をもたらすのでしょうか。それをちょっとお聞きします。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 今回の予約制のデマンドタクシーにつきましては、洞爺地区と洞爺湖温泉地区と、それから虻田地区の3地区を結ぶ予約制のデマンドタクシーの運行でございます。ここで言うております、今ご指摘いただいた「地域内の移動はできない」ということは、例えば利用される方が、洞爺地区から洞爺地区への移動、それから洞爺湖温泉から洞爺湖温泉、その地区内、それぞれの3地区内の移動、虻田地区の方が虻田地区から虻田地区のどこかに移動されたりとか、そういった利用ができないということで、「区域内の移動はできない」ということでの説明になります。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） もしそうであれば、乗る方については結構緩和して、希望を取りたいという、そういったことも言われていましたが、降りることができない。例えば、水の駅から乗りまして、洞爺の端のほうで降りたいのだ。これができないとなると、ちょっと不便を感じるのではないかと思います。この「移動はできない」の意味を改善していただければと思うのですが。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 今回、今説明したのは3地区を結ぶ予約制のデマンドタクシーの説明でしたけれども、今回10月から洞爺地区のコミュニティバス、これもデマンドタクシーに切り替えますので、洞爺地区内を移動されたいという方については、今回10月以降については、この洞爺地区のコミュニティタクシー、これを予約して、洞爺地区内を移動していただくこととなります。その3地区を結ぶ予約制のデマンドタクシーについては、水の駅から虻田の本町地区までを結ぶルートになります。

それから、例えば、その乗りたい場所、降りたい場所、これについてでございますけれども、大まかなルート、最寄りの、バス停ではないのですけれども、乗り降りできる場所というのは指定しておりますけれども、例えば洞爺の方、公営住宅に住んでいる方とか、総合支所の前から乗りたいですとか、そういったことは、予約していただいた際に、ここから乗りたいとか、途中で、ここで降りたいとか、そう大幅に運行ルートから外れた場所に降ろしてくれとか、そういうところはちょっと対応できかねるかもしれないですけれども、そこら辺は利用される方ができるだけその利便性のいいように、自分の乗りたい場所、降りたい場所というのをあらかじめ聞いた上で乗っていただくような形になるかと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 今の説明を聞いていると、例えば区域内でも、最初にこうっておけば降りられる可能性はあるということになるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 今回の予約制のそのデマンドタクシーは、先ほど申しましたとおり、2系統というのですかね、洞爺地区内の移動をされる方については洞爺のコミュニティタクシーを利用させていただいて移動していただくと。それからそれ以外、洞爺から出て、虻田地区に買物に行きたいとか、通院したいとか、洞爺湖温泉にちょっと用事があって、お風呂に行きたいとか、そういう方が使っていただく、今回のタクシー、その2系統になるというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） せっかく今まで買物は週1回の買物バスでしたね。それが、結構、今度は、3往復ですか、の形のものになると。結局は増えることですよ、今までに比べたら。せっかく増えるとされながらも、その利用がそういうふうに限定されてしまうと、その利便性がちょっと改善されないのかなという、ちょっと不安を感じるものがあるのですが、これは今後において、もちろんコミュニティバスタクシーも合わせて、そういった急激に中に入るとか、そういった問題でなければ、降りるのも可能であるというふうになっていただくと、本数も増えて、利便性ももっと上がるのかなと考えるところなのですが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） もう一度お話をさせていただきたいと。私もこのことを理解するのに時間がかかった人間ですから、改めてお話しさせていただきますと、今、当初ご説明したのは、洞爺地区と温泉地区と虻田地区をつないでいる買物バスは毎週火曜日、それから通学に使うバス等々を、今回、国の補助金を3分の2頂いて、その路線を構築して、それを毎週、6日間程度やって、それでアンケートとかいろいろな調査をして、次年度に向けて調整していきたいというのがまず一つの話です。

それは全く別の話で、洞爺地区の桜号でしたか、バスを走っていたのを、それがもう限界に来ているので、それはそれで違う会社が、洞爺運輸さんのほうでやっていただくことになると思うのですが、それは洞爺地区内の高台と下台をつないだり、ぐるぐる回るという話をまた別の路線として考えてございます。

それを先ほど課長が説明したとおり、家の近くまで、ドア・ツー・ドアではないですが、それに近い形で、サービスの向上に両方ともつながっているというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 要するに、コミュニティタクシーのほうは別に運用されるということにおいて、そこの部分を、あまりこのデマンドタクシーが入り込まないという形を取ろうとしているのでしょうかね。言わんとすることは分かりました。そこはちょっとやっぱり話し

合って、少しでも利便性を上げていただければと考えます。

次に行きます。今までの利用を考え、買物や通学に重点を置き、利便性を考えることによって利用者を増やすことも大事なことと思います。でも、それだけでは利用する人が限られてしまう。今までと大して変わらないような形になりかねません。買物だけでなく、趣味を持つためのサークル活動参加や習い事、この洞爺地区から虻田地区のほうまで来て、いろいろな催しにも参加するなど、社会参加に、人と人をつなげ、つながりを新しく、生活をつくられていくような、つい高齢者が増えて、ひきこもりがちになってしまいがちな人、そういう人たちにも、このデマンドタクシーを利用してみたいと思ってもらえるならば、外出することで自分自身の健康にもつながります。ふだんの会話が aumentato と喜ばれる人も多いようです。こういった中で利便性を増やしていくことは、今後大切なことだと思います。

今後、分かりやすいパンフレットを配布するという予定が書かれていました。このパンフレット、ここに私わざわざ括弧して冊子というふうに書いてあるのですが、随分最近、横文字が増えてきたなど。慣れている人にとっては、ごく普通の言葉でしかあり得ない言葉なのですが、高齢者にとっては理解できない単語が多く、それに加え、スマホを持っていない人、持っていて使いこなせていない人、この人たちにとっては理解できない単語や操作方法、最近、本当に横文字が、今回の説明書に限ることなく、いろいろなものに増えてきたことは、皆さんも承知の上だと思います。

この配布が予定されている冊子では、使用される単語などには、できる限り横文字を減らす。こういったカタカナですね、またはその横に日本語でちょっと訳を添えるなど、高齢者が読んでも理解しやすいものが望まれるのではないかと思います。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 今ご指摘いただいたとおりで、これから10月始動に向けて、町民向け利用される利用者向けのパンフレットというのも作成していきます。まず、多くの方に利用していただくためには、町民の方々にとって、あるいは利用される町外の方にとっても分かりやすい内容であり、目を通していただけるようなパンフレットが必要だと考えております。

まずは内容を検討し、見やすい、分かりやすい、また横文字の少ない、高齢者にとって分かりやすいパンフレットの作成、周知に努めてまいりたいと思っております。例えば今回、予約制になりますけれども、予約するときどうやって予約したらいいのか。スマートフォンをお持ちの方は、今度は洞爺湖町の公式LINEから、このデマンドタクシーの予約をすることも可能になります。そうでない方、持っておられない方については、電話予約になります。あと、乗り降りできる場所、それから運行エリア、こういった分かりやすい地図の作成、自分が乗りたい、降りたい場所で乗車できるのかどうか、それから利用料金、幾らかかるのかということも分かりやすい形で周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） デマンドタクシーを知ってもらうことと同時に、重要性も必要です。

免許証の返納を考えている方も多いと思われます。そういった方にも買物やお出かけに利用していただける、これなら免許証を返納しても大丈夫かなと思ってもらえるような利便性を上げること。また、自家用車から公共交通に変えること、これが少しでも多くなることによって、CO₂削減、こういったものの環境問題にも貢献できるのだ、また、貢献していただける、こういったものが必要になってくるかと思います。

車社会においてなかなか利用者増は難しいかもしれませんが、少子高齢化においては、公共交通の重要性は、今まで以上に高まっています。新たな移動手段としての予約制デマンドタクシーを知ってもらうことと同時に重要性を理解していただく。当然、利便性を上げ、これまで以上の役割が期待されるデマンドタクシーであることが望まれます。

そのために、利用者はもちろんですが、先ほど言われましたが、観光協会や商工会、そして社会福祉協議会など、サークルなど多くの団体、個人町民の意見の要望を聞き、それをいかに取り入れていくか、これによって利便性が上がるかどうかに関わってくる大事なことだと考えます。

町民への説明とともに、要望を聞く会、またはその開催予定、そういったものも必要になってくると思います。先ほど言いました、公式LINE、これでの見てもらえるような、分かりやすい、これも私もごく最近によくこれで見るできるようになりましたけれども、まだまだ利用できない方、持っていない方が多いのではないかと思います。

要望によっては、無理難題なものもあるかもしれません。無理と決めずに、どうしたらかなえられるかを徹底して、アイデアなどを出していただき、まずは、全てオーケーと言えるような、そういったことに重点を置いて、無理難題もあると思いますよ、当然ね。その中でも、最初から無理ですと言うことのないよう進めていただきたいと切に願いますが、この説明会、そして要望を聞く、そういったものに対しての考えをお聞きします。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 町としての今回のデマンドタクシー運行に当たっての説明会等を開催する予定があるのかというところだと思います。ちょっと先ほどの、戻って申し訳ないですけれども、スマートフォンを持っている方の高齢者のお話、ちょっと答弁漏れしてしまったのですが、今回、スマートフォンをお持ちの方が洞爺湖町の公式LINEから予約することも可能というふうに申し上げましたけれども、中には、やはり高齢者の方で、スマートフォンの普及率が今、洞爺湖町は70%を超えているというふうにちょっと聞いておまして、7割の方がスマートフォンをお持ちなのですけれども、高齢者の方には、持っているけれども、使い方がちょっとよく分からないですとか、あるいはいろいろな使い方ができる電話だとか、そのような使い方しかできないので、そういった方も含めて、お持ちでない方も含めて、スマートフォン教室、これは町でも何回かやっていますけれども、これもちょっと充実させて、スマートフォンを活用してもらうような取組もやっていきたいと思っ

ていますので、その辺はご理解をお願いします。

それから、説明会の話に戻りますけれども、今回まずはその利用される方、今まで買物支援バス、それから通学支援のタクシーを利用されていた方へのまずは声を聞き取りするということに重点を置きながら、道南バスさんの協力によりまして今、実際に湖畔線を利用されている方にも案内を行っていきたいと思います。

それから必要に応じて、説明会をもし開催してほしいとの声が多数あれば、そこは柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） スマホ教室をぜひ、そして今言われました公式LINE、このLINEって何だろうって、本当に分からない人には、何語というくらい分からない。理解できないものになっている、こういったことが聞かれますので、ぜひその点をよろしく願いたいと思います。この70%持っている、こういう人たちがみんなそのLINEを持ってね、見られるような、そういった教室が開かれて、その上でその説明もされるといいかなと考えています。

高齢化が進む中で、障害を抱える方も増えていきます。そういった方々が公共交通の利用困難者となっていることについては、なかなか対応が取られていない実態があります。また、移動困難者は今後一層の増加が確実とまで言われています。高齢化が進む中においても、安全に安心して住み慣れた町で豊かな生活を送るには、この移動できる公共交通、その土台として成り立たなければ、教育や福祉、そして医療、観光、こういったもの全てにおいて、その持てる力が十分に発揮することができないものになってしまうと思います。

このことから、このデマンドタクシーにおいて、車椅子でも自由に、温泉地区、どこかへ、虻田地区など、買物をする、または、それで虻田まで来てJRを利用するなど、そういったことができることは、本当にその行動が広がるとともに、そういった人にとっては世界が広がると言っても言い過ぎではないと思います。

運行予定の予約制デマンドタクシーにも、車椅子対応が必要と考えます。町民だけではなく、先ほども言いましたように、観光客や町外の人にも利用していただける、そういったことも対応をできるように、誰でも安心して、車椅子でも乗れるといった、そういった対応をどのように考えていますか。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 今回タクシーについては、障害のある方についても、もちろん利用していただくことが可能です。

それから、車椅子に乗ったままというのはですか、利用されている方がこのタクシーを利用されたいといった場合には、当然乗るときに付添いの方がおられて、車椅子を折り畳んで、車の中に収納して利用していただくということは可能ですけれども、今回のこの車両については、改造した車両にはならないため、車椅子に乗ったまま、その電動で乗り降りできると

か、そのような対応はちょっとできないのかなというふうに考えております。

そういった車椅子の方が乗り降りできるのは、今、町で、福祉有償運送サービスというのも現在制度としてございます。それから、有償ボランティア、これは社会福祉協議会で両方やっているのですけれども、手助け隊という登録されている方が、その障害のある方を運んでもいいよとだとかというようなサービスも行っておりますので、車椅子に乗ったまま今回のタクシーを使うことができるのかということについては、ちょっと対応しかねるのかなというふうに今考えております。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 今の話ですと、その車椅子を利用している方でも、車椅子を畳んでなら利用できる可能性はある。しかし、車椅子のまま乗り込むのはちょっと難しいかなということですね。確かに時間もかかるし、人によっては迷惑という方もいるかもしれません。また、使う人にとっても、迷惑をかけてはまずいというふうに考える人もいるかもしれません。

しかし、人には自由に移動する権利、移動権があります。これは憲法第22条の居住、移転及び職業選択の自由と、憲法第25条の生存権や第13条の幸福追求権などにも関連してきます。この間、そういった本当に人権などと関連した、集合した権利として定義されることもあり、交通権とも呼ばれています。それほど自由に移動できることが意義があるといえる。これを認めたものとなっています。

人が自由に移動する権利、移動権を保障するのであれば、移動できる環境整備が必要となってきます。高齢者で、足腰が弱くなって、車椅子利用者も増えていくでしょう。そのとき自由に動ける移動手段があれば、移動困難者を増やすこともありません。車椅子利用が可能な予約デマンドタクシーであることが、今後、より一層求められるのではないのでしょうか。

福祉サービスで移動できたとしても、遊びに行く、病院とかそういったところに行くのでしたら、利用もすごくしやすいのですが、そうではなくて、本当に遊び、こういったどこどこへ行って見てみたい、何々をしてみたい、こういったものにも利用するということは、支援員の都合や、または料金などに対しても無理がかかってきます。自由な移動を保障する上でも、今回すぐにその車椅子対応を考えることが無理であっても、今後、何らかで、こういった有償サービスやボランティアではなく、その家族が付き添って、そういったことに乗せてあげることができる、そういったデマンドタクシーになっていただけたらと考えますが、この点に関してはどのように考えられていますか。

○議長（大西 智君） 先ほどの質問と同じですか。再答弁。

藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 今言われた、例えば高齢のおばあちゃんが、車椅子に乗ったおばあちゃんが、ちょっと家の中に閉じ籠もり切りで、ちょっと外出したりだとか、買物にちょっとスーパーに行ってみただとかというときに、例えば付添いの方が、娘さんだとか、そういう方が一緒についてこられて、一緒に今回のそのタクシーに、車椅子は折り畳んでも

らうことになると思いますけれども、一緒に乗っていただくことは可能ですので、そのような利用はしていただきたいと思っておりますので、ただ、車椅子を乗ったまま乗れるのかというような、その本当の障害者対応の車両なのかと言われると、今回の車両については、乗ったままの移動はちょっとできないのかなというところで、説明したとおりなのですけれども、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 分かりました。

本当に、できるのであれば、今年、来年、そんな考えでなくても結構ですから、できるだけ善処していけるようお願いしたいと思います。

また、予定されている乗車料金、この料金について伺っていきます。

町民200円、子供、高齢者100円、これは今まで無料で利用できた買物バス、この利用者にとっては、往復400円はちょっときつくなってくるのかなと。この特にこの物価高が今相当高騰している中においては、1円でも安く買物したいと思う人が多い中で、ちょっと非常に厳しくなるのではないのでしょうか。このことについて、もう少し、当然無料でというふうになると、町の持出しも大きくなって大変でしょうけれども、その点は今後考えていく形が必要かなと考えています。

また、障害のある方、先ほど利用できると言われましたけれども、その障害のある方の料金割引、そういったのはどこに入るのか。また、その障害のある方に付添いで乗車する場合、その料金は無料にすべき、これが理想だと思いますが、この障害を持っているだけで付添人が必要となり、負担金額も、たとえ費用の1割としても、負担を考えると、自由に出かけたと思うのも難しくなってしまう。せめて運行を予定している予約制デマンドタクシーにおいては、付添人が必要な人も自由に安心して利用できる、利用していただけるものであってほしいと考えています。

また、観光客の利用では、子供料金はないのでしょうか。子供、高齢者、それぞれ何歳、そういったものに書き込むことも必要かと思いますが、そういったもろもろの料金についてお聞きします。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 今回の利用料金につきましては、一般の町民の方が1回200円を想定しております。それから、子供については小学生以下については100円、それから、高齢者、70歳以上の高齢者も100円、それから障害をお持ちの方、それから付添人も含んで、それらの方も100円、それから町外の方の利用に関しては500円というところで考えております。

この料金設定に関しましては、今、買物支援バスはただで、料金がかかっていないのですよね。そういった利用されている方の声も、今回料金設定するに当たっては、特にその洞爺地区の方にお話を伺ったところ、利用料金についても、多少なら負担するのもやむを得ないというところでありましたので、ある程度料金に関しては了解いただけるのかなと思ってお

ります。

さらに、この交通体系を維持するためには持続可能なものでなければなりませんので、申し訳ありませんが、その一部の利用料金についてはご負担をいただきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 障害を持っている方の割引というのはないのでしょうか、その人が子供または高齢者、一般、それだけに含まれるということでしょうか。また、付添人の料金は設定されないのでしょうか。

○議長（大西 智君） 再答弁。

藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 障害者に関しては、付添人も含めて、1回の利用を100円と考えております。それから、お子さんに関しても、1回の利用料金が100円というところで料金については考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 確認させてください。

障害を持っている方は100円の利用でできる、これは子供であっても一般であっても同じということですね。また、付添いの方も、高齢者でなくても100円という形でオーケーということになりますか。はい、分かりました。

先ほど、買物の利用者の負担、このくらいなら仕方ないって、本当にこれからそういうことも、やっぱりきついなという人も出てくるかもしれません。本当に今の物価高騰は大変なものがあるので、それで、これからも来年度、再来年度とこれを続けていく上で、どんどん利便性を上げていただけることを心から切に願っています。

次に移ります。物価高騰対策としての定額減税と定額給付について伺います。

○議長（大西 智君） 今野議員、今のデマンドタクシーの（6）番の質問はやめるということでもいいのですか。

今野議員。

○5番（今野幸子君） すみません。

先ほどの降りる乗るは別として、この虻田地区から洞爺または温泉地区へ行く方も、入浴を目的にして行く方も随分いるかと思いますが、また、協会病院にちょっと通いたいという人も出てくるかもしれません。この点において、その温泉街のホテル、それから協会病院などの経由、こういったものについては、今後どうなるか、その点について伺います。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） その利用目的が、洞爺湖温泉のホテルのお風呂ですとか、協会病院ですとか、そこで乗り降りすることは可能ですので、そこで降りることは可能です。

そのような利用目的で使っていただいて、自分の降りたい場所で降りたいというところは、予約の際に言っていただければ、それは可能とするところです。

洞爺湖温泉のホテル前で降りたいということを言っておられるのかなと思うのですが、基本は、洞爺湖温泉のバスターミナルですけれども、途中のホテルで降りたいという方については対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 説明書には、点々と、詳しい経由は書かれていないのですが、そこにあらかじめ、こういったとおり通っていきますよというものがあれば、乗るという予約をすれば、当然そこで降りようと思うのですが、それもなしで、1回1回どこどこで降りますということではなければ、そちらの経由はされないということになりますか。

○議長（大西 智君） 簡潔に答弁をお願いします。

○5番（今野幸子君） 病院を経由するか、温泉街のホテル、温泉に入浴に行くための経由。

○議長（大西 智君） 今野議員、私は、行政側のほうに、簡潔に答弁をお願いしますと。

○5番（今野幸子君） ごめんなさい。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） あくまでもその乗車スポットとして今回委員会のほうでお配りしたときに、1から32まで、それで途中、点々となって、これはどこなのだというふうになっているのかなと思うのですが、これは、利用される方が降りたい場所で、降りたい場所で、乗り降りすることも十分可能ですよということで、あくまでも利用される方がどこで降りたいのかということには、ルート上であればそれは可能とするものであります。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） あのルート上であれば可能、ただ、それがルート上になっているかどうか分からないので、それを聞きたかったのです。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 例えば洞爺湖温泉の場合ですと、洞爺湖温泉バスターミナルというふうに書いていますけれども、柳川団地に住んでいる方だとか、それから、のぞみ団地から降りたい方、そういったところからも乗ったり降りたりすることは可能です。なので、そのホテルの前で降りたいとかということも、十分ルート上だと判断して、乗り降りすることは可能であります。なので、利便性というのですかね、利用目的に応じて、自分の降りたい場所、降りたい場所から、乗り降りすることは可能にしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） できればそのルートも、ここを通りますよ。その上で、では私はこちら辺で降ろしてもらおうというふうに言えるのですけれども、何も分からないと、ここで降りたいのですけれどもって、何か言いづらいというのがありますので、ルートが決まり次第、

何か書かれているものがあればと思いますが、そういった説明もいただきたいなというふう
に考えます。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） もう一度総括するという意味で、ご理解いただきたいと思います。

先ほどから課長が答弁しているように、そのルート上であればという、タクシーという考
え方で、バスとは弾力的に考えたいという考え方で、今答弁させていただいているところで
ございます。

まだ委員会での説明資料では簡単な地図しかないので、これから先ほど言われたような買
物等々の方々に、丁寧に分かるように、先ほど言われたとおり、これから説明させていただ
きたいと思いますので、ちょっと詳細についてはまだ勘弁していただきたいということで、
ご理解いただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 分かりました。

どうぞ利便性を上げるためによりしくお願いしたいと思います。

引き続き、物価対策についてに移っていききたいと思います。

定額減税と定額給付金について伺ってまいります。

物価高騰で、賃金上昇が物価に追いつかない状態、国民の生活に負担が重く、もうのしか
かっている、そういった状態が続いています。電気代、ガス代、燃料に加え、物価高も止ま
らない、食品など、生活に欠かせないものばかりです。

内閣府が発表した2024年1月から3月期の実質国内総生産は0.5%減、年率では2.0%の減
となり、実質的には本当に3期連続の減少となっています。個人消費や設備投資、住宅投資
などなどで減少し続けている中で、社会保険料等は増えていくといった状況です。

企業倒産件数などにも影響が出ています。2022年に増大し始め、昨年度は人手不足や資材
価格高騰などにより、建設業、運輸業を中心に1万件近くが倒産しているというところまで
達しているそうです。

こんな状況になって、ようやく政府が打ち出したのが定額減税、そして定額給付。この定
額減税と定額給付金による、自治体や企業では膨大な仕事が増え、担当職員に大きな負担と
なっています。定額減税と給付が一体化し、しかも、定額減税の内訳が所得税と住民税に分
かれている。その所得税と住民税の基準日がずれているために、より一層、複雑化になって
います。

所得税から3万円、住民税から1万円、計4万円が1人当たりの減税となり、納税者本人
とその扶養家族、扶養家族が3人であれば、本人含め4掛けの4万円で16万円が減税となり
ますが、納税額が少なく、この減税されない、1回でし切れない、そういった差額は今度は
調整給付金として給付されます。この対象者は約3,000万人を超えるとも言われています。

また、定額減税は、合計所得1,805万円以下、また、給料のみの収入であれば2,000万円以
下が対象となります。この定額減税の対象とならない低所得者には1世帯7万円が給付され、

それに加えて、子育て世帯には18歳以下1人当たり5万円が加算されます。

しかし、基準日後に生まれた子にとっては対象外とされていますが、この点で、町独自に子育て支援として、せめて年内に生まれた子、または令和6年度内に生まれてくる子には、給付対象者として給付されることはできないでしょうか。まず、この点についてお聞きします。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 私のほうから、定額減税の関係で、令和5年度までに生まれた方と令和6年度までに生まれた方の、対象となるかならないかといったところについてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、住民税の定額減税につきましては、令和5年12月31日が基準日となりますので、それ以降に生まれたお子さんに関しましては定額減税の算定の扶養の対象とはなりません。また、逆に今度は所得税の関係ですけれども、所得税につきましては、令和6年の所得に対しまして減税が行われますので、令和6年中に生まれた方に関しましては、令和6年12月31日までに扶養に入れていただくことによりまして、最後、年末調整ですとか確定申告の際に所得税の減税の対象にすることができます。

定額減税に関するお子さんの扶養に関する考え方については、以上です。

○議長（大西 智君） 原子育て支援課長。

○子育て支援課長（原 美夏君） 今、定額減税の関係の説明をさせていただいたところなのですが、私のほうからは、定額減税の対象にならない、新たな低所得世帯等重点支援給付金（子ども加算）の基準日における子ども加算につきまして、その基準日というのは、令和6年6月3日ということになっておりますが、基準日以降に生まれまして子供につきましては、申請期限が令和6年10月31日とされています。この10月31日までに申請のあったお子さんも対象となります。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 10月31日までの対応で、これは定額減税でよかったですか。

○議長（大西 智君） 給付の方です。

今野議員。

○5番（今野幸子君） できまして、この定額給付においても、定額減税においても、同じ町民の子供として、できれば今年年内、または年度内に生まれる子供に対しては、ぜひ子育て支援の一環として、同じように支援をしていただけたら、重点加算の対象としていただけることを切に願うものなのですが、いかがでしょうか。町長、どうですか。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 今のご提案でございますが、ご承知のように、先ほどから説明している国の制度で税制改正してございます。そういうことで10分の10を補填していただくものですから、それに伴ってやらせていただいている。それはいつまでの期限で切ったらいいの

かという問題がかなり出てくると思います。10月31日までなのか、年度内なのか、どんどんそれが、期限が限りなく、何かの根拠を持ってやらなければいけないので、やはりこれは国の制度に沿って、そういうふうにさせていただくしかないのかなと私どもは考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） たしかこれは、コロナ禍においてもこういった給付の対象になる、ならないがあったような気がするのですが、そのときは、たしか年度内の子まで対象とした記憶があるのですが、それと同じようにできれば、ぜひとも、これから考えていただけても結構ですので、ぜひ考えていただきたいと思います。

子供は宝です。これは町長の口癖ですよ。ぜひ宝に、町独自の支援をよろしくお願ひしたいと思います。

それでお聞きします。一例として、片親の働きで3人の扶養家族の場合、先ほどの8番議員とかぶる部分もあるのですが、ちょっと聞いていきます。2023年の収入または所得額が幾ら以下なら給付金の対象となりますか。また、同じ条件で2024年の収入または所得額が幾ら以上であれば定額減税の対象となりますか。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 私のほうからは、定額減税の件についてお答えさせていただきますと思います。

所得金額が幾ら以上であれば定額減税の対象になるかということでございますけれども、世帯や所得の状況によって異なるところがありますので、明確にちょっとお答えするのは難しいところもありますけれども、例えば住民税の関係でいきますと、住民税の所得割につきましては、夫婦2人と子供2人の4人家族で、給与収入のみの場合だと年間合計所得金額が182万円を超える場合については課税対象となりますので、定額減税の対象になるものと考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 私のほうからは、定額給付のほうに関しましてご回答させていただきますと思います。

今、住民課長のほうから答弁があったかと思いますが、あくまでも定額給付に関しましては、先ほど議員のほうからもご説明いただいたかと思いますが、定額減税し切れない部分について、それぞれ差額分についてのという考え方になっているものですから、いわゆる課税の状況によりまして、その部分であくまでも定額減税し切れない部分の金額が出ていた場合において定額給付金の対象になるということですので、一概に所得等々で幾らというふうな部分でのご説明はちょっと難しいものと考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 1回で減税ができないという場合のあれは定額減税ではなくて、調整給付になるのかなと思うのですが、違いましたか。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 今ご説明いただいたとおり、お見込みどおりなのですが、定額給付金の中の調整給付という対象になるものでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） そうすると、今、片親働き、そして3人の扶養家族、特別な減税とか何もない、ごく普通に計算した場合においてのみの対象として考えていただいて、大体所得としては182万円、これ以上増えると定額減税で、以下であれば、給付というか、低所得者層への給付になるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） まず、定額給付の中身については、昨日のご質問でも答弁させていただいたのですが、いわゆる低所得者向けの、新たに非課税、あるいは均等割のみ課税の世帯になるのか、それとも、定額減税がし切れなくて、控除不足額が残るがゆえに給付の対象になるのか、様々なパターンに該当する者に対して給付が行われるといったことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員、質問の要旨をまとめて、理解して質問いただきたいと思います。

○5番（今野幸子君） 2023年の収入、先ほどはっきり言ったのですが、収入または所得額が幾ら以下なら、その低所得者への給付対象となるか。また、同じ条件で、2024年の収入または所得額が幾ら以上であれば定額減税の対象となるかということ为先ほど聞いたのです。

○議長（大西 智君） 先ほど答弁しています。

今野議員。

○5番（今野幸子君） だから、それに対して182万円ということも分かっています。だから、その以下でしたら、低所得者への給付となるのですか、非課税というふうな形で考えていいのですかということをお聞きします。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 私が答弁いたしました住民税の定額減税の対象になるとき、4人家族の182万円についてですが、こちらは2023年の収入を基に算出した住民税額について減税の対象に、それ以上であると課税されるということになりますので、定額減税の対象にはなるのですが、それ以下ですと非課税世帯になります。ただ、その非課税世帯の方が単純に今年度の給付の対象になるかならないかというのは、その種類によって該当する、しないというのがありますので、確実に給付の対象になるとはちょっと言い切れな

いところがございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） では、2023年の収入でいきます。所得でいけば182万円。収入だと大体271万6,000円以上ぐらいになるのかなと。このくらいで、以上であれば定額減税を受け取ることができ、前年度、2023年の収入、これでは、低所得者への給付は受け取ることができない。なおかつ、2024年の収入が減り、そして、低所得者の非課税世帯となった場合、今度は定額減税が受けられない、そのようなことが起こり得るということになりますか。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの質問の趣旨なのですけれども、昨年、いわゆる低所得世帯向けの給付金をまず受け取れなかったという判断でよろしいですか。受け取れなかった方が、次に、今回の国の制度の下におきまして、課税の世帯になった場合につきましては、当然ながら定額減税が受けられるのか、定額給付が受けられるのかの対象になるものと考えています。

昨年度、受け取られた方が、今年度、非課税になったとしても、それは当然ながら、昨年、非課税という同じ枠組みの中で給付金をいただいておりますので、そこは対象外とされておりますけれども、昨年度、受け取っておられなかった方が、今年度の課税期間によりまして課税世帯となった場合については、いずれか、定額減税か定額給付が受けられるというふうにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） それによると、二重に受け取る方も出てくるし、今回、両方とも対象外となっている人に関しては給付金として支給しますよという形になる。こういうふう to 受け取ってよろしいですね。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） まずご質問の、昨年度受け取られなくて今回も受け取られなかった方がそもそもいらっしゃるのかという部分で答弁をさせていただきます。

このたびの国による定額減税または定額給付の対象外の方々にとということでございますけれども、この制度におきまして対象外とされております方は、先ほど議員のほうからお話いただきましたけれども、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方のみに限定をされておりますことから、高額所得者の方の世帯についてのみ除外をされるものであります。それ以外の方々の世帯につきましては、例外なく定額減税もしくは定額給付のうちの調整給付のいずれかが受けられるようにまず配慮されているものでございます。

次に、その後で、両方とも受け取られるというようなお話がございました。こちらは、昨年度の給付金の受給に引き続き、今年度に新たな課税世帯等となる等によりまして、給付対象となることで、あくまでも、種類の異なる区分の給付金を受けられる方ということになり

ます。現状で見込んでおります世帯につきましては320世帯ほどありますけれども、そういったことで、異なる種別の給付金については受けられることができるというような制度設計になっているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 分かりました。

全然受け取れない人、どっちにもそのままいけば対象外になるかもしれませんけれども、そういう人はつくらないよということで支給されるということで、受け取れない人はできない。しかしながら、両方とも受け取る方もいると。いや、ありますよね。現段階で低所得者でなくて……。

○議長（大西 智君） 今野議員、答弁をしっかりと理解して質問に移っていただきたいと思います。

○5番（今野幸子君） 課税世帯であった場合、低所得者に出す給付金は出ません。次の年……、待って、逆か。

○議長（大西 智君） 質問がまとまっていないので、今野議員、これは。

○5番（今野幸子君） いや、本当に両方とも受け取れる方も出てくるはずなのです。これからいけば。

○議長（大西 智君） それは今野議員の考えで。

○5番（今野幸子君） それでは、聞き方を変えます。

○議長（大西 智君） そうしたら、どこの質問になりますか、通告の中で。

○5番（今野幸子君） 通告の間2です。間3になります。（3）になります。

○議長（大西 智君） 間3はないです。

○5番（今野幸子君） （3）になります。

○議長（大西 智君） （3）もないです。

○5番（今野幸子君） 2のところの中身です。

前の年に収入が多くて、低所得者、非課税にならない、課税世帯であって、低所得者の給付は受けられなかった。逆に、次の年、課税世帯に、低所得者に、ちょっと待って。

○議長（大西 智君） 一般質問なので、質問の趣旨が。

○5番（今野幸子君） 2023年の収入が271万6,000円以下で、定額給付金を受け取ることができ、2024年度収入が271万6,000円を超える、定額減税の対象となったときには、この定額減税も受け取ることができるのでしょうか。まずこれをはっきりしたい。

○議長（大西 智君） それは先ほど答弁したと思いますけれども。

○5番（今野幸子君） いや、はっきり言ってください。受け取ることができるのか、できないのかを。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 昨年度実施いたしました給付金の事業で、非課税だったので

受けられた方が昨年度、令和4年度中に仕事をされたり収入を得たりしてしたことによって、令和5年度が課税になる方のお聞きになっているのかなと思いますが、昨年度、低所得の方で給付を受けた場合で、新たに今年度、令和5年度から課税になった方については、定額減税の対象になりますので、どちらも、昨年度給付を受けて、今年度定額減税の対象になれるという方はいらっしゃると思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 対象にならなかった方、両方とも対象にならなかった方、これはもらえるということで分かりました。

しかし、何も受け取れないで、また、給与収入に加え、公的年金を受給している方で課税されている場合、この公的年金からの源泉徴収においても定額減税を受けることができるようになる。また、給与と年金から重複して定額減税を受け取ることができる。これをちょっと確認させてください。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 所得税の控除、所得税におきます定額減税のことかなと思いますが、公的年金と給与のどちらからも収入がある方の想定かと思います。

こちらにつきましては、所得税の定額減税におきましては、給与等々、公的年金等々の定額減税の重複控除ということになりますが、こちらについては原則確定申告による精算が必要となります。ただし、年金収入合計額が400万円以下で、年金収入があつて、年金以外の所得が20万円以下のどちらにも該当する場合につきましては、必ずしも申告する必要はないものでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） これについても、確定申告を必ずしもしなくてもいいということで、両方とももらえるのかなと考えています。

また、先ほど外国の方で就労している方、先ほど国保や社会保険に入っているということをお聞きしたので、この点に関してはちょっと、受け取れるというもので、ちょっとこれは外させてもらってもよろしいでしょうか。

では、聞きます。

例えば短期で滞在中の外国の方、住民基本台帳に記載されていない方はいないのでしょうか、今。もしそうであれば受け取れないという可能性も出てきますが、こういった対策はどのようになりますか。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 今回の定額減税や給付に関しましては、住民票のない方に関しましてはそもそも対象になりませんので、こちらで今回の対象にはならないものでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5番（今野幸子君） 先ほど、今就労している、働きに来ての方たちに関しては、社会保険や国保に入っているという話を聞いたので、多分これは、住民基本台帳に記録されているのかなと、全員記録されているのだろうと私は先ほど聞いて受け取っていました。それで、今は、これでは聞かなくても大丈夫かなと思ったのですけれども、そういう住民基本台帳に記載されていない方はおられるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 把握していないですか。把握していないということで。

今野議員。

○5番（今野幸子君） 分かりました。

また、例えば外国に留学中の我が子、もちろん仕送りはしています。扶養している子であっても、定額減税の対象にはならないとの理由がありました。これは国内のデフレ脱却に向けた経済対策としている、そういう理由からだそうです。

○議長（大西 智君） 今野議員、2番目の物価高騰対策に伴う定額減税と定額給付について、今、（2）番なのですけれども、大枠でもまとめて質疑いただきたいと思います。

今野議員。

○5番（今野幸子君） この制度は、非常に担当する自治体、また担当者、事業者、随分大変な思いをさせることが、また、先ほどから私が言っていて、なかなかそれが、はっきり二重に取れる方がいる、そして、受け取れない人は出てこないという確認はさせてもらいました。

そういった中で、また一度に減税されない方に関しては、調整給付金として1,000円の方が残れば、それを1万円に繰り上げて、それを調整金として支給される、こういったことで、1,000円残っている人が1万円でもらう場合もあります。また、1万円残っている人がそのまま1万円でもらうこともあります。

町長はこのような、本当に複雑で、しかも不公平感のある、この制度に対してどう思われるのか、それを改めてお聞きしたいと思います。これを最後にします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうから様々な形で、まず、対象者の細かいところは、もしよろしければ、整理……。

○議長（大西 智君） 下道町長、時間がないので簡潔にお願いします。

○町長（下道英明君） このたびの制度の不公平感に係る指摘についてでございますが、国としては、物価高騰対策の一環として、令和5年度は低所得者世帯を対象とした支援策、そしてまた令和6年度は公平性を確保すべく、それ以外の、主に課税世帯を対象とした支援策を図っているところでございます。そういった点で、町としても、世帯収入の増加や扶養親族等の減少などに伴い、課税世帯となることで、それぞれ異なる趣旨に基づいて給付が受けられるものであり、必ずしも不公平な給付であると認識しているところではないところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 今野議員。

○5 番（今野幸子君） これをもって、私の一般質問を終わらせてもらいます。

以上です。

○議長（大西 智君） これで、5 番、今野議員の質問を終わります。

本日の一般質問は、これで終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 3 時 5 9 分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員